

**平成24 (2012) 年度**

**東京都予算編成  
に対する要望**

**平成23 (2011) 年12月21日  
都議会民主党**

平成23(2011)年12月21日

東京都知事  
石原慎太郎 様

都議会民主党  
幹 事 長 山下太郎  
政策調査会長 酒井大史

## 平成24(2012)年度東京都予算編成に対する要望

国内景気は、東日本大震災の影響によって、生産と輸出が大きく落ち込みましたが、サプライチェーンの復旧などに伴い、生産は持ち直してきました。しかし、欧州経済の減速や円高の進行などによって、企業収益が悪化し、世界経済の先行きも懸念されています。

本年7～9月期の国内総生産（GDP）2次速報値では、設備投資や個人消費の低迷などが響いて下方修正され、今年度は2年ぶりのマイナス成長となる可能性が出てきています。

平成24年度は、復興需要の本格化による景気回復に向けた予測もありますが、厳しい状況が続くと見込まれることから、確かな成長戦略に基づいた諸事業を展開して、震災からの復旧・復興や日本の再生につなげることが求められています。

東京都においても、今年度の経済成長率は0.4%のマイナス、都民所得も対前年度に比べ1.4%のマイナスと見込まれています。都内失業率も、7～9月期には5.0%と高く推移しており、依然として厳しい雇用情勢にあります。

都は、都内中小企業の資金繰りを支え、雇用を守り、首都直下地震へのスピード感ある対応を強化し、自立・分散型のエネルギー供給の仕組みをつくるなど、未来に向けた安心・安全の東京を築いていくために、施策を厳選し、その財政力を有効、計画的に活用していかなければなりません。

これらの点を踏まえ、以下に提出する予算要望項目に十分配慮されるよう要請します。

尚、別冊として添付した区市町村並びに各種団体の要望にも、特段の配慮を要望します。

以 上

# 目次

<b>I 災害に強い安全・安心の東京を創る</b> .....	<b>1</b>
一 災害に強い東京を創る .....	2
二 安全・安心の東京を創る .....	5
三 子どもの安心安全の確保 .....	6
四 消費生活対策 .....	7
<b>II 持続可能な都市、東京を創る</b> .....	<b>9</b>
一 都市と地球の持続可能性の確保 .....	9
二 健康で安全な環境の確保 .....	10
三 安全でおいしい水の供給 .....	11
四 水再生・水環境の改善 .....	12
五 都市の緑と自然環境の保全・再生 .....	12
<b>III 都民の命を守る</b> .....	<b>14</b>
一 医療の充実・確保、疾病予防 .....	18
二 子育て環境の整備 .....	26
三 心身障害者（児）福祉の推進 .....	28
四 高齢者福祉の推進 .....	31
五 健康の保持増進 .....	32
六 生活環境の安全確保 .....	34
七 新たな福祉ニーズへの対応と福祉を支える基盤づくり .....	35
<b>IV 産業を支え、雇用を守る</b> .....	<b>38</b>
一 雇用の確保と安心できる職場環境の実現 .....	39
二 暮らしを支える産業の振興について .....	40
三 観光産業の振興 .....	41
四 農林水産業の振興 .....	42
五 中央卸売市場の活性化 .....	42
<b>V 未来の力を育てる教育を創る</b> .....	<b>44</b>
一 家庭と地域の教育力向上 .....	44
二 教育の質向上・学校教育指導の充実 .....	45
三 特別な支援を必要とする子どもの教育充実 .....	45
四 子どもの学力向上、心と体の成長、社会的自立を支援する取り組み .....	46

五	学校の施設設備の整備	47
六	文化財保護、生涯学習の振興	47
七	私立学校の振興	48
<b>VI</b>	<b>スポーツ振興と豊かな都民生活を創る</b>	<b>49</b>
一	スポーツの振興	49
二	都民との協働	49
三	文化事業の推進	50
<b>VII</b>	<b>生活快適都市東京を創る</b>	<b>51</b>
一	都市開発の推進	51
二	都市計画に関する調査	51
三	都市基盤の整備	52
四	東京港及び島しょの港湾・空港の整備	53
五	都市交通・物流対策	53
六	住宅の供給	55
七	建築行政	56
<b>VIII</b>	<b>分権・自治・改革を推進する</b>	<b>57</b>
一	分権・自治の推進	58
二	行財政改革の推進	59
三	強固な財政基盤の確立	61
四	人権施策の強化と都市外交の推進	62

# I 災害に強い安全・安心の東京を創る

## 重点事項

### 一 災害に強い東京を創る

- 1 東日本大震災被災地の皆さんの生活再建、創造的復興に向けてサポートすること（総務局、福祉保健局、財務局、建設局、港湾局、都市整備局、交通局、下水道局、教育庁、警視庁）。
- 2 東京の防災対策の総点検を行い、ソフト・ハードの施策を組み合わせた対策を強化すること。（総務局）
  - (3) 東日本大震災時の東京においても、震度5強の揺れが生じ、首都圏で515万人の帰宅困難者が発生したため、国や区市町、事業者、都民が協力して、施設内待機の徹底や安否確認手段の確保、備蓄の推進、安全な一時待機施設の指定など対策を強化すること。（総務局、福祉保健局）
  - (5) 火山活動状況に加え、首都直下地震、関東地震、立川断層帯地震、三連動地震など震災に関する調査研究に一層取り組むとともに、新たな科学的知見を受けて、被害想定を検証を行い、震災対策を推進すること。地域防災計画を修正し、都民の生命を守ること。（総務局）
  - (6) 実践的な総合防災訓練や図上訓練等を通じて、初動態勢の迅速化など危機管理体制を強化すること。（総務局）
  - (7) 発災時における関係機関及び都民間の情報連絡が安定的に確保できる体制を構築すること。（総務局）
  - (8) 都民が発災時に自助能力を発揮し、避難・救助などの共助に取り組めるよう、平素から自宅の耐震化や家具の転倒防止、備蓄の推進などのハード面での取り組みを行うとともに、防災イメージトレーニングや訓練への参加、自治会・町会・マンションでの災害時助け合いシステムづくりなどのソフト面の備えを行うよう、区市町村とともに一層取り組むこと。（総務局、都市整備局）
  - (9) 災害から都民の生命、財産を守り、被害を最小限に防ぐための各種施策（応急給水槽の維持管理・大規模改修、避難所機能の強化・耐震化、子どもや障害者、在住外国人などの災害弱者・要援護者対策、エレベーター閉じこめや高層マンション対策等の防災体制の整備等）を実施すること。（総務局、教育庁、生活文化局、福祉保健局、都市整備局、消防庁）
- 5 危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性を確保するため、道路事業と併せて実施する建物の共同化、都有地の活用などにより、オープンスペースの確保と道路沿道の不燃化を図ることによって、木造住宅密集地域の整備を促進すること。また、木造住宅密集地域の整備を促進するための方策について調査・検討すること。（都市整備局）
- 6 耐震改修促進計画の目標達成に向け、昭和56年以前の建築物（木造住宅、マンション、緊急輸送道路沿道建築物）に対する耐震診断・耐震改修促進のための

制度の積極的活用を促すとともに助成対象の拡大などについて検討し、総合的に建築物の耐震性の向上を促進すること。（都市整備局）

- 8 東日本大震災に伴う避難者等の受入に対し、必要な支援策を講じること。（総務局・都市整備局）
- 1 4 首都直下地震や東海・東南海・南海連動地震による大震災やNBCテロ災害などへの対策を強化するため、新たにハイパーレスキュー（消防救助機動部隊）を増設するなど大規模複合災害対応能力のさらなる充実を図ること。（消防庁）
- 1 8 緊急地震速報システムの活用や校舎の震災対策、災害時帰宅困難者支援に備えるとともに、様々な場면을想定した実践型防災教育を通じ、防災意識の向上を図ること。（教育庁）
- 2 4 都心部の都市型水害やゼロメートル地帯における台風による高潮など風水害に対する対策を推進すること。東京東部のゼロメートル地帯では、台風による高潮と地震とが前後して重なる複合災害のおそれがあり、都心部では、都市型水害と地震が重なる可能性が想定されるため、震災時の津波の検証や浸水対策を推進すること。（総務局、建設局、港湾局、交通局、水道局、下水道局）
- 2 5 近年ひん発している局所的・突発的なゲリラ豪雨に対して初動態勢の強化を図るとともに、区市町村と連携して対応すること。（総務局、水道局、下水道局）

### 三 子どもの安心安全の確保

- 3 地域と連携した参加型防災教育の普及など、地域ぐるみの学校安全体制推進事業、学校における安全教育の推進に取り組むこと。（教育庁）
- 4 学校給食の安全確保と保護者の不安解消のため、給食食材における放射能検査の実施や費用補助を行うこと。（教育庁）
- 7 インターネットや携帯電話による有害情報の氾濫や犯罪、トラブルから子どもを守るため、フィルタリングソフトを搭載した携帯電話の適切な利用を進めて、環境を改善していくこと。メディアリテラシー・モラル教育の充実を図るなど、行政・学校・保護者・事業者などが連携して青少年の健全育成を推進すること。（青少年治安対策本部、教育庁、生活文化局）

## 一 災害に強い東京を創る

- 1 東日本大震災被災地の皆さんの生活再建、創造的復興に向けてサポートすること（総務局、福祉保健局、財務局、建設局、港湾局、都市整備局、交通局、下水道局、教育庁、警視庁）。
- 2 東京の防災対策の総点検を行い、ソフト・ハードの施策を組み合わせた対策を強化すること。（総務局）
  - (1) 大地震や火山噴火、ゲリラ豪雨などの自然災害や複合災害、大規模事故、NBC災害、新型インフルエンザ対策などの危機に対応するため、全庁的な取り組み体制を構築すること。（総務局、知事本局、福祉保健局、消防庁、警視庁）

- (2) 首都直下地震が発生した場合、被害は甚大で、被災地域も広範に及ぶため、初動態勢において国や隣接縣市、被災地支援を行う他府県などとの広域的な連携で対応すること。石油コンビナートなどの防災対策を国や関係自治体、事業者とともに強化すること。また、アジアの諸都市と連携して防災対策を推進すること。（総務局、知事本局、消防庁、警視庁）
- (3) 東日本大震災時の東京においても、震度5強の揺れが生じ、首都圏で515万人の帰宅困難者が発生したため、国や区市町、事業者、都民が協力して、施設内待機の徹底や安否確認手段の確保、備蓄の推進、安全な一時待機施設の指定など対策を強化すること。（総務局、福祉保健局）
- (4) より大規模な地震、首都直下地震が発生した場合に、公共機関は都内各所における火災の消火や、負傷者の救助・救急対策、交通規制などに追われ、帰宅困難者は一層帰宅が困難になることから、公共交通機関などによる避難誘導や、避難所の増設、来訪者などの避難も含めた避難所の運営など、自助・共助による被災者の安全確保に向けたエリアマネジメント対策を検討すること。（総務局）
- (5) 火山活動状況に加え、首都直下地震、関東地震、立川断層帯地震、三連動地震など震災に関する調査研究に一層取り組むとともに、新たな科学的知見を受けて、被害想定を検証を行い、震災対策を推進すること。地域防災計画を修正し、都民の生命を守ること。（総務局）
- (6) 実践的な総合防災訓練や図上訓練等を通じて、初動態勢の迅速化など危機管理体制を強化すること。（総務局）
- (7) 発災時における関係機関及び都民間の情報連絡が安定的に確保できる体制を構築すること。（総務局）
- (8) 都民が発災時に自助能力を発揮し、避難・救助などの共助に取り組めるよう、平素から自宅の耐震化や家具の転倒防止、備蓄の推進などのハード面での取り組みを行うとともに、防災イメージトレーニングや訓練への参加、自治会・町会・マンションでの災害時助け合いシステムづくりなどのソフト面の備えを行うよう、区市町村とともに一層取り組むこと。（総務局、都市整備局）
- (9) 災害から都民の生命、財産を守り、被害を最小限に防ぐための各種施策（応急給水槽の維持管理・大規模改修、避難所機能の強化・耐震化、子どもや障害者、在住外国人などの災害弱者・要援護者対策、エレベーター閉じこめや高層マンション対策等の防災体制の整備等）を実施すること。（総務局、教育庁、生活文化局、福祉保健局、都市整備局、消防庁）
- (10) 避難所生活において女性や子育てのニーズを踏まえた対応を行うなど、防災における男女共同参画の面からの取り組みを推進すること。（総務局）
- (11) 日頃の地域防災力向上のためにも、町会や自治会、あるいは消防団など既存組織に参加していない若者たちの参加が進むような取り組みを検討すること。（総務局、生活文化局、消防庁）
- (12) 震災後、局地的な燃料不足に陥ったことから、発災時における燃料の安定供給の実効性を高める取り組みを推進すること。（総務局）
- (13) 被災後の復旧・復興活動が、住民主体により円滑に進むよう、区市町村と連携

して復興準備活動を支援すること。また、都民や地域の防災力の向上のため、広報や普及啓発活動、災害情報システムの活用など実践的な訓練を実施すること。（総務局、消防庁）

- (14) 山間部の地震による山あいの集落の孤立や情報連絡体制、避難所運営のあり方などの課題について、地元自治体や関係機関と連携し対策を推進すること。（総務局）
- 3 都庁舎や立川地域防災センターは、行政の中心であり防災拠点でもあるため、防災機能の強化と省エネルギー化を着実に進めること。また、都庁舎の長周期地震動対策を着実に進めること。（財務局、総務局）
- 4 都庁舎への電力源の多様化を図り、災害時などの事業継続を図るため、地域冷暖房センターからの電力供給を可能とすること。（財務局）
- 5 危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性を確保するため、道路事業と併せて実施する建物の共同化、所有地の活用などにより、オープンスペースの確保と道路沿道の不燃化を図ることによって、木造住宅密集地域の整備を促進すること。また、木造住宅密集地域の整備を促進するための方策について調査・検討すること。（都市整備局）
- 6 耐震改修促進計画の目標達成に向け、昭和56年以前の建築物（木造住宅、マンション、緊急輸送道路沿道建築物）に対する耐震診断・耐震改修促進のための制度の積極的活用を促すとともに助成対象の拡大などについて検討し、総合的に建築物の耐震性の向上を促進すること。（都市整備局）
- 7 都営住宅の耐震改修を計画的に実施することにより、雇用拡大の意味も含めて都営住宅の耐震化を進めること。（都市整備局）
- 8 建築物における液状化対策や超高層建築物等における長周期地震動対策を推進すること。（都市整備局）
- 9 東日本大震災に伴う避難者等の受入に対し、必要な支援策を講じること。（総務局・都市整備局）
- 10 東日本大震災の経験を踏まえ、被災時の公共交通のあり方について調査・検討すること。（都市整備局）
- 11 主要な私鉄駅舎について耐震性の強化を図るため、耐震補強工事に対する補助金等、必要な助成措置を行うこと。（都市整備局）
- 12 危機に強い都市実現のため、テロ対策に向けた官民パートナーシップの構築を図るとともに、危険物等検知装置、情報伝達装置等を整備すること。（警視庁）
- 13 災害等発生時の対応を強化するため、災害用重機搬送車、非常用電源設備、交通規制支援ボランティアに対する資機材の整備、信号機用自動起動式発動発電機の更新及び整備を図ること。（警視庁）
- 14 首都直下地震や東海・東南海・南海連動地震による大震災やNBCテロ災害などへの対策を強化するため、新たにハイパーレスキュー（消防救助機動部隊）を増設するなど大規模複合災害対応能力のさらなる充実を図ること。（消防庁）
- 15 自家用発電設備の拡充を始めとした庁舎への大規模地震対策の推進、放射能災害対応資器材等の整備を図ること。（消防庁）



- 1 6 防火水槽や震災時多機能型深層無限水利など消防水利の整備、消防団用可搬ポンプ（台車付き）や震災用非常食の整備など消防団装備資機材等を整備し、消防活動能力の強化を図ること。（消防庁）
- 1 7 都民に対する防災教育を推進するとともに、都民防災教育センターを活用しての訓練等により、都民の防災意識をさらに高め、防災行動力の向上を図ること。（消防庁）
- 1 8 緊急地震速報システムの活用や校舎の震災対策、災害時帰宅困難者支援に備えるとともに、様々な場面を想定した実践型防災教育を通じ、防災意識の向上を図ること。（教育庁）
- 1 9 建物の防火・防災管理体制及び火災予防査察執行体制の充実を図るとともに、建物の安全性を高め、都民が安心して生活できる環境づくりを推進すること。（消防庁）
- 2 0 地域の災害活動拠点としての機能を十分発揮できるよう老朽化した消防庁舎や設備を、計画的に改築・改修すること。（消防庁）
- 2 1 複雑多様化する災害に対応するため、航空消防体制の充実強化を図るとともに、最新技術を取り入れた消防艇・消防車両や装備・通信機器等の整備を行うこと。（消防庁）
- 2 2 都市構造の複雑多様化及び建物の大規模化・複合化等による災害態様の変化に対応するため、各種資機材及び実火災体験型訓練施設の整備など消防活動対策の強化を図ること。（消防庁）
- 2 3 総合的な治水対策に資するため、個人住宅における雨水浸透柵等の普及に努めること。また、区市町村が管理する道路に設置する雨水浸透柵に対して助成を行うとともに、地下街管理者が行う浸水対策計画の策定に対する助成を行うこと。（都市整備局）
- 2 4 都心部の都市型水害やゼロメートル地帯における台風による高潮など風水害に対する対策を推進すること。東京東部のゼロメートル地帯では、台風による高潮と地震とが前後して重なる複合災害のおそれがあり、都心部では、都市型水害と地震が重なる可能性が想定されるため、震災時の津波の検証や浸水対策を推進すること。（総務局、建設局、港湾局、交通局、水道局、下水道局）
- 2 5 近年ひん発している局所的・突発的なゲリラ豪雨に対して初動態勢の強化を図るとともに、区市町村と連携して対応すること。（総務局、水道局、下水道局）
- 2 6 風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた場合に都税を減免する制度などの都民が活用できる制度の都民への周知を促進すること。（主税局）

## 二 安全・安心の東京を創る

- 1 繁華街や商店街、地域の防犯対策については、協議会や地域住民、事業者、区市町村、警察などが連携し取り組むこと。（青少年治安対策本部、警視庁）
- 2 防犯カメラや防犯灯など、地域が行う防犯設備の導入を支援するとともに、町会・自治会やPTA、商店会など地域団体への支援、地域安全情報の提供を進め、まちな防犯意識の向上に努めるとともに、落書き対策を引き続き推進すること。（青少年治安対策本部、警視庁）

- 3 地域防犯活動の相談・支援、学校の安全確保、子どもの安全指導などを担う防犯活動アドバイザー・スクールサポーターを増員し、防犯ボランティア・「まちかど防犯隊」活動を支援すること。（警視庁）
- 4 高齢者や女性を狙い、手口が巧妙化、多様化している振り込め詐欺対策を一層強化するため、関係機関との連携を深めるとともに、高齢者被害女性防止女性アドバイザーの委嘱や振り込め詐欺被害防止対策電話センターの設置などきめ細かな振り込め詐欺対策を実施すること。（青少年治安対策本部、生活文化局、警視庁）
- 5 悪質業者との消費トラブルの取り締まりやひったくりなどの街頭犯罪対策をより一層強化すること。（青少年治安対策本部、生活文化局、警視庁）
- 6 不法滞在外国人などによる犯罪を防止するために、法務省や警視庁などと連携した普及啓発や取締りなどに取り組むこと。（青少年治安対策本部、警視庁）
- 7 暴力団排除条例に伴い、関係各機関や区市町村と連携したキャンペーンなどを行うとともに、暴力団との関係遮断支援策を講じること。（青少年治安対策本部、警視庁）
- 8 初動捜査の高度化を図るため、検視支援装置、鑑定機器、薬物検査キット等の整備を進めるとともに、時効廃止に伴う証拠品管理システムの整備を進めること。（警視庁）
- 9 暴力団対策及び国際化する犯罪等に対処するため、防弾資器材（防弾帽、防弾衣等）の更新、身辺警戒用防弾車の整備を進めること。（警視庁）
- 10 警察活動の人的基盤を強化するとともに、油圧式天板昇降デスクの整備、警察活動車両の更新をはじめとした警察装備の充実・強化を図ること。（警視庁）
- 11 警察活動の拠点である警察署庁舎、交番・駐在所、待機宿舍等の整備を進めること。（警視庁）
- 12 消防行政需要に応じた効果的かつ柔軟な組織体制の整備を行うとともに、限られた人員の有効活用を図るため、職員の効果的な配置・運用などを行い、都民サービスの向上を図ること。（消防庁）
- 13 交通安全計画に基づく対策を推進し、飲酒運転の根絶など交通安全の目標を達成すること。（青少年治安対策本部、警視庁）
- 14 自転車安全対策を推進するとともに、幼児2人同乗自転車対策を積極的に実施すること。自動二輪車駐車場対策や放置自転車対策を引き続き推進すること。（青少年治安対策本部、警視庁）
- 15 高齢者の交通安全対策、二輪車・自転車の事故防止対策を強化すること。とりわけ、自転車に係る交通法規についての広報活動を充実すること。（警視庁）
- 16 交通安全について、地域住民が生活の中で体感し事実上共有化されている危険箇所の情報を収集できる仕組みを構築し、交通規制の見直しや信号機の設置などを含めて、事故の未然防止を図ること。（警視庁）

### 三 子どもの安心安全の確保

- 1 子どもの安全対策として、子ども自身の犯罪被害防止能力の向上のため、「地域安全マップ」づくりを引き続き推進すること。（青少年治安対策本部、教育庁、生活文

化局、警視庁)

- 2 子ども安全ボランティア活動の支援を行い、地域と学校の防犯ネットワークを強化すること。(青少年治安対策本部、教育庁、生活文化局、警視庁)
- 3 地域と連携した参加型防災教育の普及など、地域ぐるみの学校安全体制推進事業、学校における安全教育の推進に取り組むこと。(教育庁)
- 4 学校給食の安全確保と保護者の不安解消のため、給食食材における放射能検査の実施や費用補助を行うこと。(教育庁)
- 5 放課後子ども教室については、運営スタッフの確保や育成等の課題改善に向けしっかりと取り組むこと。(教育庁)
- 6 社会性や勤労観など様々なことを学ぶことができる中学生の職場体験の実施にあたり、今後もよりきめ細やかに受け入れ先を確保し、青少年の健全育成に資すること。(青少年治安対策本部)
- 7 インターネットや携帯電話による有害情報の氾濫や犯罪、トラブルから子どもを守るため、フィルタリングソフトを搭載した携帯電話の適切な利用を進めて、環境を改善していくこと。メディアリテラシー・モラル教育の充実を図るなど、行政・学校・保護者・事業者などが連携して青少年の健全育成を推進すること。(青少年治安対策本部、教育庁、生活文化局)
- 8 出版業界が、青少年に見せたくないコミックなどに対する自主規制の徹底や、レーティングなどの取り組み、児童ポルノによる青少年被害者の救済策などを推進する上で、普段から綿密な連携をとり、青少年の健全育成にともに取り組むこと。(青少年治安対策本部)
- 9 ひきこもりの人たちは、推計2万5千人いる大きな問題であることから、支援事業を行っているNPO等との連携を進め、就労支援をはじめとした社会参加を応援すること。(青少年治安対策本部、福祉保健局、教育庁、生活文化局、産業労働局)
- 10 治安問題の改善のため、非行少年の就学や就労、福祉を含めた立ち直り対策を推進すること。(青少年治安対策本部、産業労働局、福祉保健局、生活文化局、教育庁)

#### 四 消費生活対策

- 1 不適正取引事業者指導、表示適正化対策など、取引指導事業の強化を図ること。(生活文化局)
- 2 安全対策事業として、ヒヤリ・ハット調査を実施すること。また、継続的に事故情報・インシデント情報を収集し、安全対策を実施すること。(生活文化局)
- 3 悪質事業者から都民を守る対策の強化として、警視庁との連携による立ち入り調査など特別対策班を設置するとともに、事業者処分体制の強化を図ること。また、多重債務問題に対する総合的な取組を推進すること。(生活文化局)
- 4 高齢者の消費者被害を防止するため、都の施策周知をはじめ、対策強化に向けた検討など、積極的に取り組むこと。(生活文化局)
- 5 各区市町村における消費生活対策が充実するよう、助成するとともに、専門的・技術的助言など都として支援すること。(生活文化局)
- 6 消費者被害救済委員会を通じ、消費者被害の解決を図る制度を強化すること。(生

活文化局)

- 7 生活協同組合に対する貸付け・融資制度を充実するなど、消費生活対策を推進すること。(生活文化局)
- 8 公衆浴場対策として、クリーンエネルギー化推進事業や耐震化促進支援事業、経営安定化対策、確保浴場融資利差補助、健康増進型公衆浴場改修支援事業などを行うこと。(生活文化局)

## Ⅱ 持続可能な都市、東京を創る

### 重点事項

#### 一 都市と地球の持続可能性の確保

- 1 企業の温暖化対策を推進するため、大規模事業所に対する温暖化ガス削減義務と排出量取引制度を適正に運用するとともに、都の制度の全国的な普及拡大に努めること。（環境局）
  - 2 温暖化対策に積極的に取り組む中小規模事業者に対するインセンティブを充実するために、省エネ促進税制や報告書制度を活用した助成制度の拡充をはじめ、低利融資制度や顕彰制度の創設などに取り組むこと。（環境局）
  - 5 再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、太陽エネルギーの利用拡大に向けた施策を拡大・充実するとともに、市民や地域と連携しながら都が直接再生可能エネルギーを積極的に導入すること。（環境局）
  - 7 持続可能な環境交通の実現を目指して、臨海エリアなどで、地域特性に応じた環境交通施策の展開を図るとともに、自転車への利用転換を図るなど、自動車に依存しないまちづくりを進めること。（環境局）
- 1 2 高度防災都市づくりのための自立・分散型電源の導入支援や都市づくりにおけるエネルギーマネジメント等の推進、節電対策に関するグッドプラクティス等の「見える化」などにより、環境エネルギー施策を推進すること。（環境局）

#### 五 都市の緑と自然環境の保全・再生

- 3 森林や丘陵地の保全に向けて、多摩の森林再生事業を着実に実施するとともに、保全緑地の公有化を推進すること。また、生物多様性地域戦略を策定するとともに、伊豆諸島における稀少動植物の保全、保全地域等の希少種・外来生物種等の生息生育状況の調査を進めること。さらに、小笠原諸島の外来種対策など、世界自然遺産保全事業を進めること。（環境局）

#### 一 都市と地球の持続可能性の確保

- 1 企業の温暖化対策を推進するため、大規模事業所に対する温暖化ガス削減義務と排出量取引制度を適正に運用するとともに、都の制度の全国的な普及拡大に努めること。（環境局）
- 2 温暖化対策に積極的に取り組む中小規模事業者に対するインセンティブを充実するために、省エネ促進税制や報告書制度を活用した助成制度の拡充をはじめ、低利融資制度や顕彰制度の創設などに取り組むこと。（環境局）
- 3 家庭での温暖化対策の推進に向けて、家庭の省エネ相談員制度や地域の中小家電店との連携による省エネマイスター制度を一層充実させ、その活動を推進するとともに、

地域の工務店などを評価する省エネ住宅供給事業者認定制度を創設すること。（環境局）

- 4 環境家計簿など家庭部門におけるCO<sub>2</sub>削減や中小企業などのCO<sub>2</sub>削減を着実に進めるために、基礎的自治体である区市町村を通じて地球温暖化対策を促すこと。（環境局）
- 5 再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、太陽エネルギーの利用拡大に向けた施策を拡大・充実するとともに、市民や地域と連携しながら都が直接再生可能エネルギーを積極的に導入すること。（環境局）
- 6 都市づくりにおけるCO<sub>2</sub>削減策をさらに推進するとともに、平成20年6月の条例改正で見送られた自動車に対するCO<sub>2</sub>削減策についても、早急に条例化を図るなど、積極的に取り組むこと。特に、自動車のCO<sub>2</sub>削減策については、エコドライブの推進や都営バスへのバイオディーゼル燃料の導入を促進するとともに、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（pHV）といった次世代自動車などの普及促進を図ること。（環境局）
- 7 持続可能な環境交通の実現を目指して、臨海エリアなどで、地域特性に応じた環境交通施策の展開を図るとともに、自転車への利用転換を図るなど、自動車に依存しないまちづくりを進めること。（環境局）
- 8 都庁における温暖化対策の率先行動として、都有施設における電気のグリーン購入や先進的な省エネ技術を活用した自然公園整備などを進めること。また、中央防波堤外側埋め立て処分場で廃棄物から発生するランドフィルガス（LFG）の活用を進めること。（環境局）
- 9 セラミック系材料等を活用した省エネの都市環境システムの構築を進めるとともに、「超先進省エネ・再エネ技術」の実用化・普及促進を図ること。併せて、日本の環境技術を世界に発信すべく取り組むこと。（環境局）
- 10 気候変動における適応状況調査を実施すること。また、フードマイレージやカーボンフットプリントなどの制度普及をはじめ、環境問題に配慮する消費行動促進支援事業を展開すること。（環境局）
- 11 環境金融を進めるために、金融機関に対してエコ預金の創設・拡充を働きかけるとともに、環境投融資の拡大などを働きかけること。（環境局）
- 12 高度防災都市づくりのための自立・分散型電源の導入支援や都市づくりにおけるエネルギーマネジメント等の推進、節電対策に関するグッドプラクティス等の「見える化」などにより、環境エネルギー施策を推進すること。（環境局）

## 二 健康で安全な環境の確保

- 1 廃棄物の物流（静脈物流）の効率化・高度化を進めるとともに、健全な静脈ビジネスの発展に向けた支援を行うこと。また、携帯電話に加え、デジカメやゲーム機など電気・電子機器類における希少金属のリサイクルを推進すること。さらに、レア・アースのリサイクルに関する研究を進めること。（環境局）
- 2 大気汚染物質のさらなる排出削減に向けて、大気中微小粒子（PM<sub>2.5</sub>）に関する対策を推進するとともに、揮発性有機化合物（VOC）の削減に取り組むこと。ま

た、船舶からの排出ガス削減に向けて、陸上電力の供給の効果を検証すること。（環境局）

- 3 騒音・振動等の対策として、航空機騒音監視体制を拡充すること。（環境局）
- 4 中小事業者への土壌汚染対策技術支援制度を拡充するとともに、環境に配慮した土壌汚染対策を推進すること。（環境局）
- 5 改正土壌汚染対策法に則り、事業者から報告される土壌汚染状況調査結果について、調査対象地の汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定、試料採取等の実施及び調査結果の評価などが適切に行われているかどうかなど、厳しい審査を行うこと。（環境局）
- 6 廃棄物の発生段階である建物解体工事の現場指導等により、産業廃棄物の不法投棄対策を進めること。（環境局）
- 7 フロン類等の排出削減対策やPCB廃棄物対策を推進すること。（環境局）
- 8 災害時の化学物質対策や災害時における高圧ガスの保安及び活用の検討など、災害時における環境リスク対策を進めること。（環境局）
- 9 東日本大震災による被災地支援のため、災害廃棄物の受入を行うこと。また、災害廃棄物の受入にあたっては、放射能汚染やアスベスト対策等、安全面に十分な注意を払うこと。（環境局）
- 10 区市町村の実施するリサイクルの推進について、適切な支援を行うこと。（環境局）

### 三 安全でおいしい水の供給

- 1 将来人口推計や関連する社会指標・経済指標など、最新データを用いて水需要予測を見直し、八ツ場ダムへの必要性を検証するなど、これまでの水源確保のための施策を再検討すること。（水道局）
- 2 安全でおいしい水の供給に向けて、利根川水系の全浄水場に高度処理水を順次導入すること。また、直結給水方式の普及促進を図ること。（水道局）
- 3 安定給水を確保のために、相互融通機能などを図るとともに、漏水防止対策を推進すること。また、民有林のモデル購入を進めること。（水道局）
- 4 防災対策を進めていくために、送配水管の耐震性強化や水源及び浄水施設の耐震性強化を図るとともに、非常時における電源確保などを進めること。また、ゼロメートル地帯など低地帯にある水道施設（2浄水場・8給水所等）の抜本的な浸水対策に取り組むこと。（水道局）
- 5 広域的な事業運営を図るために、多摩地区水道の広域的な経営に取り組むとともに、国際的な水問題に対応するために、職員の海外派遣や技術・ノウハウの発信など、国際貢献を積極的に進めること。（水道局）
- 6 低炭素型の水道事業を展開していくために、残留塩素の低減化と送配水過程におけるエネルギーの効率化を目指した新しい水供給システムを構築すること。（水道局）
- 7 水道文化の継承を図るために、小中学校の水飲栓直結給水化をモデル事業として実施すること。また、玉川上水の整備・保全を図ること。（水道局）
- 8 多摩地区水道事業における事業委託に際しては、地域事情を考慮し、円滑な移行が

行えるよう十分に配慮すること。併せて、一元化に伴い東京都の監理団体が受注していると思われる公共事業については、民間への振り分けも含めて検討すること。（水道局）

- 9 工業用水道事業の抜本的な経営改革にあたっては、中小零細企業の経営状況や経営環境など、きめ細かな調査を実施し、実態の十分な把握に努めること。（水道局）

#### 四 水再生・水環境の改善

- 1 老朽化が著しい下水道管の再構築を計画的・効率的に実施するとともに、水再生センターやポンプ所を再構築する際は、省エネ化や雨水排除能力の向上を進めること。（下水道局）
- 2 集中豪雨による都市型水害への対応強化に向け、「東京都豪雨対策基本方針」を踏まえ、特に、浸水の危険性の高い対策促進地区の施設整備を引き続き進めるなど、下水道整備のスピードアップを図ること。（下水道局）
- 3 下水道の震災対策として、東京湾の満潮位以下にあるポンプ所（6か所）等があるなかにあって、抜本的な対策に取り組むこと。また、避難所などの施設における下水道管の耐震化を進めるとともに、避難所などへのアクセス道路でのマンホール浮上抑止対策などを実施すること。（下水道局）
- 4 合流式下水道への雨水の流入を抑制するために雨水浸透マスを設置をさらに促進するなど、合流式下水道の改善を進めること。（下水道局）
- 5 東京湾などの水質改善に向けて、下水道の高度処理を進めるとともに、既存施設における工夫を凝らし、チッ素、リンの削減効果を高めること。（下水道局）
- 6 地球温暖化対策を推進するために、省エネ型機器の導入や焼却炉の運転管理の工夫など、「アースプラン2010」を着実に実施すること。（下水道局）
- 7 民間企業との共同研究について、人材育成によって、より一層力を入れることにより、東京都が培ってきた技術を継承や先進的な技術の開発をさらに進めること。（下水道局）
- 8 流域下水道の広域化と協同による効率化を推進するために、し尿処理の受け入れに関する体制を整備するなど、市町村との新たなパートナーシップの構築に向け取り組むこと。（下水道局）
- 9 下水道工事からの発生残土を受け入れる「土づくりの里」については、地元の意見・要望に十分配慮しながら、効率的な運営に努めること。（下水道局）

#### 五 都市の緑と自然環境の保全・再生

- 1 市街地における豊かな緑の創出に向け、東京の郷土種に配慮した植栽のあり方について調査・検討するとともに、校庭の芝生化を維持管理に配慮しながら推進すること。また、駐車場や都市の隙間に着目した緑化の推進を図ること。（環境局）
- 2 東京湾や中小河川の水再生に向けて、東京湾の水質改善を進めるとともに、水生生物の保全のための必要な調査を実施すること。また、清流復活関連施設について、必要な更新を計画的に進めること。（環境局）
- 3 森林や丘陵地の保全に向けて、多摩の森林再生事業を着実に実施するとともに、保



全緑地の公有化を推進すること。また、生物多様性地域戦略を策定するとともに、伊豆諸島における稀少動植物の保全、保全地域等の希少種・外来生物種等の生息生育状況の調査を進めること。さらに、小笠原諸島の外来種対策など、世界自然遺産保全事業を進めること。（環境局）

### Ⅲ 都民の命を守る

#### 重点事項

##### 一 医療の充実・確保、疾病予防

##### 1 救急搬送時間30分と必要な医療が受けられる体制整備を目指して

- (1) 救急医療対策として、東京都地域救急医療センターを運営し、地域の救急医療機関が相互に協力・連携し速やかに救急患者を受け入れる「東京ルール」を推進すること。（福祉保健局）
- (2) 東京ルールについては、その効果、参加病院の負担を検証しつつ、転院搬送（病院救急車）や後方病床の整備等、必要となる支援を行うこと。（福祉保健局）
- (3) 医療機関の選定に時間を要している事案等について、受け入れ医療機関の調整、一時受入後の転送先の調整等を行う救急患者受入コーディネーターを配置し、緊急性を要する患者への迅速な医療確保を図ること。医療従事者の安全確保対策を実施すること。（福祉保健局）
- (8) 災害の発生直後から傷病者対応を迅速かつ円滑に行うため、新たに二次保健医療圏ごとに「地域災害医療連携会議」を設置し、災害時の医療救護体制について検討を行うこと。災害医療拠点病院に、応急資器材等を整備し、災害時における重症者の医療を確保するとともに、医療救護の体系的整備を図ること。また、災害拠点病院施設整備費補助を行い、備蓄倉庫、受水槽、自家発電等の確保を図ること。（福祉保健局）
- (10) 医療改革都民会議を設置し、医療抜本改革の目標と工程を定めた基本方針を策定すること。保健医療計画を抜本的に見直し、生活圏内で必要な医療が受けられるよう体制を再構築すること。（福祉保健局）

##### 2 がん検診受診率アップ、がん医療提供体制の抜本的強化と患者・家族支援の拡充

- (1) 東京都がん対策推進協議会を運営すること。（福祉保健局）
- (2) がん医療の水準向上を図るため、都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療拠点病院、東京都認定がん診療病院を整備するとともに経費を補助すること。また、地域がん拠点病院を中心に、二次保健医療圏内の緩和ケアの連携体制・支援体制の整備を図る緩和ケア推進事業を実施すること。（福祉保健局）
- (3) がん登録推進事業を実施するとともに、がん登録に関する普及啓発を行うこと。また、地域がん登録事業を実施し、総合的ながん対策の実施評価に向け、がんに関する正確な情報把握を行うため、地域がん登録業務を実施すること。（福祉保健局）

- (4) たばこによる健康影響防止対策により、若年からの喫煙防止対策や受動喫煙防止の取り組みを推進すること。（福祉保健局）
- (5) 在宅緩和ケア支援事業により、地域における在宅療養患者等に対する相談・支援、在宅緩和ケアの普及啓発を図る拠点として、在宅緩和ケアセンターを複数整備すること。（福祉保健局）がん患者療養支援事業、ターミナルケアにかかる人材育成事業を実施すること。また高度・複雑化するがん医療への対応として、専門看護師（CNS）認定の教育機関派遣への助成などを行うとともに、リエゾンナース配置等についても検討するなど、専門性の高い看護人材の育成策・処遇を充実させること。（福祉保健局）
- (6) 必要な緩和ケア病床整備促進を支援し、都における緩和ケアの推進を図ること。在宅やグループホーム等、家族や親しい人のそばで療養生活を送れるよう、がん拠点病院を中心とし、地域医療機関や診療所等がしっかりと連携した、地域ごとの緩和ケア提供体制をつくること。（福祉保健局）
- (7) がん医療を行うすべての医師が、緩和ケアの知識を持ち、治療の初期段階からの適切な痛み・苦痛のコントロールが行われるようにすること。（福祉保健局）
- (8) がん体験者等による相談支援などがん患者との連携による相談支援体制の強化を図ること。がん情報サイトやがん手帖の作成・活用など患者に役立つ情報提供体制を構築すること。（福祉保健局）
- (9) 体力の低下等を伴うがん治療後の患者（脾臓摘出者等）のうち、障害者手帳が取得できないなど制度の谷間に埋もれる方がでないよう、支援策を検討すること。（福祉保健局）
- (10) がん対策タウンミーティングを開催し、患者や現場の医療従事者など、都民参加で対策を構築すること。（福祉保健局）
- (11) がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院が行う、放射線治療機器、化学療法施設等の整備に要する経費の一部を補助すること。また、民間医療施設に対し、医療施設近代化施設設備整備費補助を実施すること。（福祉保健局）
- (12) がん予防対策推進のため、がん検診受診キャンペーン、がん検診受診率向上事業などを実施し、受診率向上に取り組むこと。また、受診率向上にエビデンスがあるとされる、検診への助成と個別の受診勧奨を強化すること。また、正確な受診状況を把握するため、現在企業健保、区市町村国保、国保組合、協会健保などが持つデータを集約し、施策推進の基礎となるデータを整備すること。（福祉保健局）
- (13) がん検診精度向上支援事業を実施し、がん検診の精度管理の充実を図るとともに、がん検診要精密検査者の結果把握、および精密検査未受診者への受診勧奨を徹底すること。（福祉保健局）
- (14) マンモグラフィ検診に従事する医師及び診療放射線技師の読影・撮影能力の向上を図るため養成研修を行うこと。（福祉保健局）
- (15) 東京都がん検診推進サポーター事業を実施し、従業員への受診勧奨や都民

への普及啓発に積極的に取り組む企業を支援すること。（福祉保健局）

(16) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業（HPVワクチン）を実施し、区市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン等接種を補助すること。

## 6 母子・周産期医療、小児医療の充実

(1) 小児初期救急運営費補助事業を実施するとともに、地域における小児医療研修を実施すること。施設・設備の整備についても補助すること。あわせて委託料加算対象を拡充し、初期医療の確保に努めること。（福祉保健局）

(2) 小児科の救急患者に対し、365日24時間小児科医が対応する診療体制を確保するため、休日全夜間診療事業拡充すること。施設・設備の整備についても補助すること。あわせて専任看護師配置加算を実施し、拡充すること。（福祉保健局）

(3) 小児の救急専門医等養成事業を実施し、救急告示医療機関等に勤務する医師等に対し、小児の救命救急に対する専門的な研修を行い小児救急医療のレベルアップを図ること。（福祉保健局）

(4) 小児集中治療室医療従事者研修事業を実施し、小児の救命救急医療及び集中治療室に従事する医師を養成すること。（福祉保健局）

(5) 休日全夜間診療事業に参画又は拡充を予定している医療機関に対し、医師確保等の経費を補助するとともに、365日24時間小児科医が対応する診療体制を確保するため整備費を補助し、地域における小児二次救急医療体制を確保すること。（福祉保健局）

(7) こども救命センターに対し運営費補助を行い、重篤な小児救急患者の救命治療を速やかに行う体制を確保すること。また、退院支援コーディネーターを配置し、救命治療後の後方病床等への転院調整等を行うこと。加えて、乳幼児の死亡については、虐待の疑いがないことを十分検証するよう取り組むこと。（福祉保健局）

(8) 小児医療ネットワークモデル事業を実施し、初期から三次の小児医療を効率的・効果的に提供していくため、医療機関間のネットワークを構築すること。（福祉保健局）

(9) 小児三次救急医療体制のネットワーク化を図り、初期から三次までの施設間連携を進めるため、医療機関や関係機関で構成される協議会を設置し、小児救急医療体制の整備を図ること。（福祉保健局）

(10) ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児医療への対応として、周産期母子医療センター運営費を補助すること。さらに、地域周産期母子医療センターのM-FICUや周産期連携病院のNICUにも補助すること。（福祉保健局）

(11) 周産期医療施設等整備のためM-FICUやNICU、GCU施設整備費補助を実施し、NICU320床の整備に向けて取り組むこと。加えて、NICU退院支援コーディネーターを配置し、早期からの在宅移行支援を行い家庭での療育環境確保を図ること。（福祉保健局）

(15) 周産期医療ネットワークグループを構築し、身近な地域でリスクに応じた

周産期医療が提供されるように取り組むこと。（福祉保健局）

## 二 子育て環境の整備

- 1 出産育児一時金を都独自に10万円上乘せし、出産に伴う経済的負担を軽減すること。（福祉保健局）
- 2 待機児童ゼロを目指し、保育所緊急整備事業の活用や待機児童解消区市町村支援事業の実施、集合住宅の整備にあわせた保育所整備や公共施設用地の活用についても積極的に取り組むこと。また、マンション等併設型保育所設置促進事業により、小規模施設や分園の設置促進を図ること。（福祉保健局）

## 三 心身障害者（児）福祉の推進

- 2 障害者（児）施設の重点的整備を進めるため、グループホーム・ケアホーム、重度心身障害者グループホーム、短期入所事業、生活介護や就労移行支援、重症心身障害児（者）通所事業、障害者支援施設の整備に対し特別助成を実施すること。（福祉保健局）
- 3 障害者の地域生活を支援するため、身体・知的重度障害者グループホームを含めたグループホーム・ケアホームへの補助を行うこと。開設準備経費についても補助すること。（福祉保健局）
- 8 重症心身障害児通所事業により、重症心身障害児通所運営費補助を行い通園バスの運行の確保や医療的ケアを行う職員の人件費等の支援を行うとともに、民間の医療型施設の重症心身障害児通所委託受け入れ促進員配置を支援すること。重症心身障害児在宅療育支援事業を実施し、重症心身障害児在宅療育支援センターの設置や訪問看護及び訪問健康診査等を行うこと。（福祉保健局）

## 四 高齢者福祉の推進

- 1 認知症高齢者等への支援として、認知症対策推進事業、高齢者権利擁護推進事業を実施すること。認知症疾患医療センターを中心とした地域における医療・福祉相互の具体的連携体制を構築すること。
- 4 訪問看護ステーション設置促進事業を実施し、要介護高齢者等の在宅療養生活を支えるための訪問看護のサービス量確保を図ること。また、訪問看護ステーション人材確保事業を実施し、人材不足解消に向けて取り組むこと。（福祉保健局）
- 13 高齢者が地域で安心して住み続けることができるように、在宅療養環境整備支援事業を実施し、病院から在宅医療への移行を支援するとともに医療と介護の連携を強化し、医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養環境整備を図ること。（福祉保健局）
- 17 介護サービス基盤の整備として、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム整備費を補助するとともに、整備率の低い地域への加算を設け設置促進を図ること。特養併設以外の老人短期入所施設の整備に要する費用の一部を補助し、ショートステイ整備を促進すること。（福祉保健局）

## 一 医療の充実・確保、疾病予防

### 1 救急搬送時間30分と必要な医療が受けられる体制整備を目指して

- (1) 救急医療対策として、東京都地域救急医療センターを運営し、地域の救急医療機関が相互に協力・連携し速やかに救急患者を受け入れる「東京ルール」を推進すること。（福祉保健局）
- (2) 東京ルールについては、その効果、参加病院の負担を検証しつつ、転院搬送（病院救急車）や後方病床の整備等、必要となる支援を行うこと。（福祉保健局）
- (3) 医療機関の選定に時間を要している事案等について、受け入れ医療機関の調整、一時受入後の転送先の調整等を行う救急患者受入コーディネーターを配置し、緊急性を要する患者への迅速な医療確保を図ること。医療従事者の安全確保対策を実施すること。（福祉保健局）
- (4) 休日全夜間診療事業を実施し、休日及び全夜間の急患に対する専門的治療及び入院を確保するとともに、施設・設備の整備を補助すること。（福祉保健局）
- (5) 東京消防庁救急相談センター事業（＃7119）を拡充すること。（福祉保健局、消防庁）
- (6) 救急医療機関勤務医師確保のため、休日・夜間の救急勤務医手当を支給すること。（福祉保健局）
- (7) 救急救命センター運営費補助、救急救命センター整備費補助を行うこと。また、所有地などを活用して救命救急センターの整備を支援すること。（福祉保健局）
- (8) 災害の発生直後から傷病者対応を迅速かつ円滑に行うため、新たに二次保健医療圏ごとに「地域災害医療連携会議」を設置し、災害時の医療救護体制について検討を行うこと。災害医療拠点病院に、応急資器材等を整備し、災害時における重症者の医療を確保するとともに、医療救護の体系的整備を図ること。また、災害拠点病院施設整備費補助を行い、備蓄倉庫、受水槽、自家発電等の確保を図ること。（福祉保健局）
- (9) 災害派遣医療チーム（東京DMAT）を編成し、災害時の救命に備えること。（福祉保健局）
- (10) 医療改革都民会議を設置し、医療抜本改革の目標と工程を定めた基本方針を策定すること。保健医療計画を抜本的に見直し、生活圏内で必要な医療が受けられるよう体制を再構築すること。（福祉保健局）
- (11) 医療施設耐震化促進事業、医療施設耐震化緊急整備事業、医療施設耐震化緊急対策事業を実施し、災害時の医療体制の確保を図ること。また、緊急時の停電に備えるため医療施設及び社会福祉施設自家発電設備整備を補助すること。（福祉保健局）
- (12) 地域救急医療センターが救急患者の受入体制強化等のために行う施設整備費の補助を行うこと。（福祉保健局）
- (13) 応急手当の更なる普及促進及び救急相談センターの充実により、真に救急車を必要とする都民への適切かつ効果的な対応を図るとともに、救急車を増強整備する

など、救急活動体制の充実強化を図ること。（消防庁）

## 2 がん検診受診率アップ、がん医療提供体制の抜本的強化と患者・家族支援の拡充

- (1) 東京都がん対策推進協議会を運営すること。（福祉保健局）
- (2) がん医療の水準向上を図るため、都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療拠点病院、東京都認定がん診療病院を整備するとともに経費を補助すること。また、地域がん拠点病院を中心に、二次保健医療圏内の緩和ケアの連携体制・支援体制の整備を図る緩和ケア推進事業を実施すること。（福祉保健局）
- (3) がん登録推進事業を実施するとともに、がん登録に関する普及啓発を行うこと。また、地域がん登録事業を実施し、総合的ながん対策の実施評価に向け、がんに関する正確な情報把握を行うため、地域がん登録業務を実施すること。（福祉保健局）
- (4) たばこによる健康影響防止対策により、若年からの喫煙防止対策や受動喫煙防止の取り組みを推進すること。（福祉保健局）
- (5) 在宅緩和ケア支援事業により、地域における在宅療養患者等に対する相談・支援、在宅緩和ケアの普及啓発を図る拠点として、在宅緩和ケアセンターを複数整備すること。（福祉保健局）がん患者療養支援事業、ターミナルケアにかかる人材育成事業を実施すること。また高度・複雑化するがん医療への対応として、専門看護師（CNS）認定の教育機関派遣への助成などを行うとともに、リエゾンナース配置等についても検討するなど、専門性の高い看護人材の育成策・処遇を充実させること。（福祉保健局）
- (6) 必要な緩和ケア病床整備促進を支援し、都における緩和ケアの推進を図ること。在宅やグループホーム等、家族や親しい人のそばで療養生活が送れるよう、がん拠点病院を中心とし、地域医療機関や診療所等がしっかりと連携した、地域ごとの緩和ケア提供体制をつくること。（福祉保健局）
- (7) がん医療を行うすべての医師が、緩和ケアの知識を持ち、治療の初期段階からの適切な痛み・苦痛のコントロールが行われるようにすること。（福祉保健局）
- (8) がん体験者等による相談支援などがん患者との連携による相談支援体制の強化を図ること。がん情報サイトやがん手帖の作成・活用など患者に役立つ情報提供体制を構築すること。（福祉保健局）
- (9) 体力の低下等を伴うがん治療後の患者（脾臓摘出者等）のうち、障害者手帳が取得できないなど制度の谷間に埋もれる方がでないよう、支援策を検討すること。（福祉保健局）
- (10) がん対策タウンミーティングを開催し、患者や現場の医療従事者など、都民参加で対策を構築すること。（福祉保健局）
- (11) がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院が行う、放射線治療機器、化学療法施設等の整備に要する経費の一部を補助すること。また、民間医療施設に対し、医療施設近代化施設設備整備費補助を実施すること。（福祉保健局）
- (12) がん予防対策推進のため、がん検診受診キャンペーン、がん検診受診率向上事業などを実施し、受診率向上に取り組むこと。また、受診率向上にエビデンスがあるとされる、検診への助成と個別の受診勧奨を強化すること。また、正確な受診状

- 況を把握するため、現在企業健保、区市町村国保、国保組合、協会健保などが持つデータを集約し、施策推進の基礎となるデータを整備すること。（福祉保健局）
- (13) がん検診精度向上支援事業を実施し、がん検診の精度管理の充実を図るとともに、がん検診要精密検査者の結果把握、および精密検査未受診者への受診勧奨を徹底すること。（福祉保健局）
- (14) マンモグラフィ検診に従事する医師及び診療放射線技師の読影・撮影能力の向上を図るため養成研修を行うこと。（福祉保健局）
- (15) 東京都がん検診推進サポーター事業を実施し、従業員への受診勧奨や都民への普及啓発に積極的に取り組む企業を支援すること。（福祉保健局）
- (16) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業（HPVワクチン）を実施し、区市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン等接種を補助すること。

### 3 地域医療確保対策の充実

- (1) 脳卒中医療連携推進事業を実施し、患者を速やかに医療機関に搬送するとともに、地域において切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組みを構築すること。（福祉保健局）
- (2) 糖尿病医療連携推進事業を実施し、専門医療の提供が可能な医療機関の設定、合併症予防の取組、地域における病院、診療所間の医療連携の仕組みを構築すること。（福祉保健局）
- (3) 在宅医療普及事業を実施し、都全域で地域の実情に応じた在宅医療を推進していくため、先行する取組や注目すべき取組の他地域への普及を図ること。（福祉保健局）
- (4) 在宅療養患者緊急時対応支援事業を実施し、都内の在宅人口呼吸療法患者の停電時等の安全確保のため、医療機関が患者に無償で貸与する予備電源等の物品購入に要する経費を補助すること。（福祉保健局）
- (5) 在宅医等相互支援体制構築事業を実施し、独居・高齢者世帯が増加している社会情勢に対応し、在宅療養患者へ365日24時間の安心を提供するため、地域で在宅医と訪問看護ステーションとの連携を促進する等、チームでの診療体制構築を図り、在宅療養環境の整備を推進すること。（福祉保健局）
- (6) 在宅療養環境整備支援事業を実施し、病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するために必要な、支援窓口を中心とした医療と介護の連携を強化し、地域における医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図ること。（福祉保健局）
- (7) 在宅医療相互研修事業を実施し、入院患者がスムーズに病院から在宅へ移行し、療養生活を送ることが出来るよう、病院の医師、看護師等と在宅医療に従事するスタッフが連携を図るための研修を実施すること。（福祉保健局）
- (8) 療養病床機能強化研修事業を実施し、療養病床を持つ医療機関の医師等に研修を行い、療養病床の機能向上を図ること。また、療養病床転換促進事業を実施し、療養病床への転換にかかる取組を支援するとともに、病院管理者への経営研修を行うこと。さらに、療養病床整備事業を実施し、必要な医療療養病床の確保を図ること。（福祉保健局）



- (9) 医療連携強化研修事業を実施し、病院・在宅医療のスタッフが多職種で連携して患者を支援できるよう、医療の仕組みや介護事業の内容について知識を深めるとともに、在宅医療の推進を図ること。（福祉保健局）
  - (10) 医療療養病床の適正な病床数を確保していくため、一般病床からの移行等に要する経費を補助すること。また、適切な事業計画の策定を支援するなど、療養病床の整備促進を図ること。（福祉保健局）
  - (11) 多摩地域及び島嶼における公立病院の運営費補助、公立病院整備事業費償還補助、医療施設近代化施設整備費補助を実施すること。地域に不足する医療提供のため区市町村が行う事業に対する補助新設も含め、一層拡大すること。既存医療機関の撤退や移転により地域で不足する医療を確保するため、新たな医療機関の誘致に対し支援すること。（福祉保健局）
  - (12) へき地勤務医師等確保事業、へき地医療運営等補助、へき地産科医療機関運営費補助、施設設備の整備費補助を行い、医師の派遣、医師確保補助、身近な機関で安心して出産できる環境整備を行うこと。（福祉保健局）
  - (13) 東京都リハビリテーション病院を引き続き運営すること。また、地域リハビリテーション支援事業を実施し、地域におけるリハビリテーション支援体制の充実を図ること。（福祉保健局）
  - (14) 医療・福祉に関する相談や医療機関等の情報提供を行う相談窓口として、保健医療情報センターを運営すること。（福祉保健局）
- 4 歯科保健、歯科医療の推進
- (1) 摂食・嚥下機能支援推進事業を実施し、摂食・嚥下機能障害に対する適切な評価及びリハビリ等を実施するため、専門的な歯科医師やコメディカル等を育成すること。（福祉保健局）
  - (2) 心身障害児（者）歯科診療補助事業を実施し、障害児の歯科診療を確保すること。また、心身障害者口腔保健センターの運営により、一般の診療所では対応が困難な心身障害児（者）等を対象とした歯科診療を実施、保健医療従事者等に対する教育研修・情報提供、調査研究等を行うこと。（福祉保健局）
  - (3) 8020運動など都民の歯科保健意識の向上を図ること。（福祉保健局）
  - (4) かかりつけ歯科医普及啓発事業を実施し、都民の歯と口腔の健康づくりを推進すること。また、口腔がんの早期発見に向けた取り組みを行うこと。（福祉保健局）
  - (5) 在宅歯科診療設備整備事業を実施し、在宅歯科診療の普及向上を図ること。（福祉保健局）
- 5 医療安全対策の推進、医療人材確保対策
- (1) 都内各病院の院内感染発生及び拡大防止に向けた取り組みを支援し、安全・安心な医療提供体制を確保するため、院内感染対策強化事業を実施すること。（福祉保健局）
  - (2) 都民の医療に対する理解と参画推進事業を実施し、都民が医療に関する情報を正しく理解し、活用できるようにするため、情報の効果的な提供方法や関係者間の連携強化について検討するとともに、都民と医療従事者との相互理解を深めること。（福祉保健局）

- (3) 死因不明の急性死や事故死等の検案・解剖を行う監察医務院については、警察官や臨床医等との連携を広げ、人材育成を強化するなど、一層の充実を図ること。  
(福祉保健局)
  - (4) 医療人材確保対策として、地域医療を担う医師養成事業（一般貸与・特別貸与）、東京都地域医療支援ドクター事業を実施するとともに、拡充すること。（福祉保健局）
  - (5) 医師勤務環境改善事業を実施し、病院勤務医の勤務環境を改善するとともに、出産や育児などにより離職した女性医師の復職支援を行うこと。（福祉保健局）
  - (6) 院内助産所・助産師外来開設研修事業を実施し、安心・安全なお産の場を確保すること。（福祉保健局）
  - (7) 看護師等養成所に対し補助を行い、教育内容を充実し、看護師の充足を図ること。また、修学資金の貸与を行うこと。引き続き都立看護専門学校の運営を行うこと。  
(福祉保健局)
  - (8) 養成、定着、再就業等、看護師確保に向けた取組を支援すること。早期離職防止のための新人研修体制整備を実施すること。看護職員等確保対策の中核施設としてナースプラザを運営するとともに、地域に密着した再就業支援相談及び復職支援研修を実施すること。（福祉保健局）
  - (9) 地域における在宅療養患者の支援を充実するため、看護外来相談開設促進事業を実施すること。また、（福祉保健局）
- 6 母子・周産期医療、小児医療の充実について
- (1) 小児初期救急運営費補助事業を実施するとともに、地域における小児医療研修を実施すること。施設・設備の整備についても補助すること。あわせて委託料加算対象を拡充し、初期医療の確保に努めること。（福祉保健局）
  - (2) 小児科の救急患者に対し、365日24時間小児科医が対応する診療体制を確保するため、休日全夜間診療事業拡充すること。施設・設備の整備についても補助すること。あわせて専任看護師配置加算を実施し、拡充すること。（福祉保健局）
  - (3) 小児の救急専門医等養成事業を実施し、救急告示医療機関等に勤務する医師等に対し、小児の救命救急に対する専門的な研修を行い小児救急医療のレベルアップを図ること。（福祉保健局）
  - (4) 小児集中治療室医療従事者研修事業を実施し、小児の救命救急医療及び集中治療室に従事する医師を養成すること。（福祉保健局）
  - (5) 休日全夜間診療事業に参画又は拡充を予定している医療機関に対し、医師確保等の経費を補助するとともに、365日24時間小児科医が対応する診療体制を確保するため整備費を補助し、地域における小児二次救急医療体制を確保すること。（福祉保健局）
  - (6) 小児救急医師確保緊急事業として、大学病院に「小児医療調査研究講座」を設置し、地域の中核病院等への医師派遣を通じ、医学の教育・研究に寄与すること。  
(福祉保健局)
  - (7) こども救命センターに対し運営費補助を行い、重篤な小児救急患者の救命治療を速やかに行う体制を確保すること。また、退院支援コーディネーターを配置し、救

- 命治療後の後方病床等への転院調整等を行うこと。加えて、乳幼児の死亡については、虐待の疑いがないことを十分検証するよう取り組むこと。（福祉保健局）
- (8) 小児医療ネットワークモデル事業を実施し、初期から三次の小児医療を効率的・効果的に提供していくため、医療機関間のネットワークを構築すること。（福祉保健局）
- (9) 小児三次救急医療体制のネットワーク化を図り、初期から三次までの施設間連携を進めるため、医療機関や関係機関で構成される協議会を設置し、小児救急医療体制の整備を図ること。（福祉保健局）
- (10) ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児医療への対応として、周産期母子医療センター運営費を補助すること。さらに、地域周産期母子医療センターのM-FICUや周産期連携病院のNICUにも補助すること。（福祉保健局）
- (11) 周産期医療施設等整備のためM-FICUやNICU、GCU施設整備費補助を実施し、NICU 320床の整備に向けて取り組むこと。加えて、NICU退院支援コーディネーターを配置し、早期からの在宅移行支援を行い家庭での療育環境確保を図ること。（福祉保健局）
- (12) 救命救急センターとの連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる母体救命対応総合周産期母子医療センターを指定し、母体救命体制を確保すること。さらに、受け入れ困難事例の地域間搬送調整等を集中して行うコーディネーターを配置し、緊急を要する母体・新生児に迅速に医療を提供できるようにすること。（福祉保健局）
- (13) NICU等入院児在宅移行研修事業を実施し、医師・看護師・MSW等の職種に向けた研修を実施すること。さらに、NICUやGCUに長期入院している小児等について、在宅療養との中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、整備費を補助すること。NICU長期入院時等の退院後の在宅医療における定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを行うため、在宅療養児一時受入支援事業を実施すること。（福祉保健局）
- (14) 多摩地域の周産期医療の充実策として、多摩新生児連携病院において、ハイリスクに近い新生児に対応可能な医療機関を確保し、多摩地域の新生児受け入れ体制の強化を図ること。（福祉保健局）
- (15) 周産期医療ネットワークグループを構築し、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供されるように取り組むこと。（福祉保健局）
- (16) ミドルリスクの妊産婦患者の緊急受け入れ体制を確保するため、周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）を実施すること、また、施設設備整備費を補助すること。（福祉保健局）
- (17) 新生児医療担当医育成研修事業を実施し、周産期連携病院等において新生児医療に従事する医師を対象に研修を実施するとともに、代替医師確保軽費を補助すること。（福祉保健局）
- (18) 産科医等の確保のため処遇を改善し、分娩手当を支給する分娩取り扱い機関等に対し財政支援を行うこと。（福祉保健局）
- (19) 新生児医療担当医を確保するため、出産後NICUへ入室する新生児を担当する医

- 師に対し手当を支給すること。（福祉保健局）
- (20) 新生児専門医を目指す医師の育成を支援し、新生児医療の中核となる人材を確保するとともに、質の高い新生児医療を安定的に提供すること。（福祉保健局）
  - (21) 院内助産所や助産師外来を開設しようとする医療機関管理者や医師、助産師等へ研修を行い、お産の場を確保すること。（福祉保健局）
  - (22) 発達障害、児童虐待などさまざまな子どもの心の問題にかかる医学的支援機能を有する拠点病院が、関係機関への支援を行う子どもの心の診療拠点病院整備支援事業を実施し、子どものこころのケア充実を図ること。（福祉保健局）
  - (23) 小児疾病等への医療費助成、特定赴任治療費の助成を引き続き行うとともに、不妊治療に対する助成のさらなる拡大を図ること。（福祉保健局）
  - (24) 小児救急電話相談（＃8000）を引き続き行うとともに、休日・夜間も実施するなど体制を強化すること。（福祉保健局）
  - (25) 女性の健康支援のための知識普及・相談支援や不妊に関する相談を行い、生涯を通じた女性の健康支援事業を実施すること。（福祉保健局）
  - (26) 医療施設耐震化緊急整備事業、医療施設耐震化緊急対策事業を実施し、災害時の医療体制の確保を図ること。また、緊急時の停電に備えるため医療施設及び社会福祉施設自家発電設備整備を補助すること。（再掲）（福祉保健局）
  - (27) 小児初期救急医療施設等整備費補助を実施し、区市町村が行う小児初期救急医療の固定施設の施設設備整備費を補助すること。（福祉保健局）
- 7 都立病院の医師確保・育成対策を実施すること。（病院経営本部）
- (1) 東京医師アカデミーを運営するとともに、クリニカル・フェローを運営し、あわせて学習環境整備、指導医向け研修会の拡充など指導体制の充実を図ること。
  - (2) 看護職員のキャリア開発を支援する仕組みを体系化した東京看護アカデミーにより、看護職員の確保、定着を図るとともに、認定看護師・専門看護師・助産師等の養成機関への派遣を積極的に進めること。
  - (3) 院内保育室の充実や病児・病後児対応などの拡充、医療クラークの配置等により、医師の負担軽減を図るなど、はたらきやすい環境を整備すること。
  - (4) 短時間勤務制導入、チーム医療の一層の拡充など、女性医師の就業継続、復職支援に取り組むとともに、ワークライフバランス推進事業を行うこと。
- 8 医療の質向上と患者サービスの充実強化（病院経営本部）
- (1) 小児医療体制を充実するため、多摩小児総合医療センターにおいて小児救急患者の救命対応や地域の二次医療機関とのネットワークを構築するため、こども救命センターを運営するとともに、多摩小児医療ネットワークを運営すること。
  - (2) 墨東、大塚、多摩総合・小児総合の各都立病院における周産母子医療センターの安定的な運営のため、地域の実情に応じ、周産期医療ネットワークグループなどしっかりと連携体制を構築すること。また、多摩総合・小児総合で指定を受けたいわゆるスーパー総合周産期母子医療センターの運営を行うとともに、NICU病床を確保するため、NICUを必要入院児の在宅への移行支援事業を実施すること。
  - (3) 医療法に定める4疾病5事業に精神疾患が加わることにあわせ、都立病院においても精神科医療の充実を図ること。また、松沢病院で認知症疾患のセンター的機能

を担うこと。

(4) 医療安全対策を充実強化するため、インシデント・アクシデントリポートをIT化すること。また、リスクマネジメント研修を実施すること。

(5) 医療安全、スタッフの負担軽減のためITのさらなる活用を進め、電子タグ導入についても検討すること。

9 都立病院のがん医療体制の充実を図ること。（病院経営本部）

(1) 都民の3人に一人ががんで死亡している現状に鑑み、外来化学療法や放射線治療等、集学的治療体制の一層の充実を図ること。

(2) がん診療に携わるすべての医師が緩和ケアの知識を持ち、治療の初期段階から苦痛を軽減・管理でき、よりよい医療・よりよい療養生活が送れるよう取り組むこと。

(3) 患者はもとよりがん診療に携わるスタッフへの支援を行うことができるリエゾンナースを育成・配置し、きめ細かく質の高いがん医療を一層推進すること。

(4) 在宅診療との連携をしっかりと行い、地域の在宅医療、在宅緩和ケア提供体制の支援拠点としての役割も果たせるよう、がん医療体制を充実させること。

(5) がん手帳を早期に導入し、地域医療機関との連携、患者を含めた関係者間での情報共有、治療の流れがわかる丁寧な説明など、患者の納得と安心を具現化するためのツールとしてしっかりと活用すること。

(6) すべての都立病院に、がん患者・家族支援の専門窓口、がん図書室、がん情報センターをあわせて運営し、患者・家族支援を充実させること。

10 都立病院における環境対策を推進すること。（病院経営本部）

(1) コスト縮減と環境対策を両立させるE S C O事業を着実に実施し、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量、及び光熱水費の削減を図ること。

(2) 緑の都市づくり推進のため、患者の療養環境等にも配慮し、隙間空間を効率的に活用した緑化を進めること。あわせて病院内の緑化を一層推進すること。

(3) 環境確保条例の改正に伴い、登録機関での排出量検証や技術管理者の設置など、総量削減義務の取り組みを進めること。

11 都立病院の医療機能強化を進めること。（病院経営本部）

(1) 老朽化が著しい松沢病院を改修し、急性期精神科医療を中心に、精神科救急医療、精神科身体合併症医療、薬物依存等の精神科特殊医療など、一般の精神科病院では対応困難な専門性の高い精神疾患に対応するため「精神医療センター（仮称）」として整備すること。また、身体合併症診療のため必要な内科医、外科医の確保に努めること。（病院経営本部）

(2) 都立病院改革マスタープラン策定から十年を経過し、環境の変化や都民意識の変化を踏まえた総括を行い、医療機能の見直しや重点化、行政的医療の考え方の整理など、様々な課題に対応すること。P F I事業については、事業の質を確保するため、医療環境の変化に対応しているか等のマネジメントを都が行い、契約変更を含め、柔軟に対応すること。

12 都立病院の災害対策・感染症対策を強化すること。（病院経営本部）

(1) 新型インフルエンザの医療体制に万全を期すため、引き続き施設整備、医療資器材等の確保、配送体制の整備を行うこと。

- (2) 区東部保健医療圏を中心とした地域の感染症診療機能を強化するため、各地区医師会・保健所等との連携を図るとともに、墨東病院において、入院・外来機能を備えた独立の感染症対策病棟を整備すること。
  - (3) 災害時、発災直後の迅速な対応や関連機関との連携等、都立病院が十分な医療機能を果たすことができるよう、災害時BCPを策定するとともに、自家発電設備の強化、非常用電力の確保、発災時の新たな通信手段の確保などハード強化を行うこと。
  - (4) 災害時の基幹病院である広尾病院の給排水管更新や駒込病院の看護宿舎耐震化工事を行うとともに、各都立病院の災害対策を充実すること。
- 1 3 IT化の推進、情報セキュリティ対策を推進すること。（病院経営本部）
- (1) 診療業務の安定的・効率的な運用を確保するため、電子カルテシステム等の機器及びソフトウェアを更新すること。また、精神医療センター（仮称）への電子カルテシステム導入経費等を計上すること。
  - (2) 都立病院で扱う個人情報をしっかりと守るため、院内LANの整備・充実するとともに、個人情報保護対策を不断に見直し、強固な情報セキュリティ環境を実現すること。
  - (3) 医療安全、スタッフの負担軽減のためITのさらなる活用を進め、電子タグ導入についても検討すること。（再掲）
- 1 4 地域病院の医療機能向上、自立的経営を推進すること。（病院経営本部）
- (1) 地域の中核病院として、地域の医療機関と連携を図り、必要な医療を提供する公社病院に対し、運営費に要する経費等、適切な補助を行うこと。また、施設整備を行うこと。
  - (2) 災害対策などの地域病院等の施設整備を行うこと。
- 1 5 都立3小児病院の移転統合後の地域医療について引き続き注視し、安定した医療提供体制確保に取り組むこと。（病院経営本部）
- (1) 清瀬小児病院移転の後医療については、多摩北部医療センターへの小児総合医療センターからの医師派遣の継続、常勤医師の確保などに引き続き取り組むこと。（病院経営本部）

## 二 子育て環境の整備

- 1 出産育児一時金を都独自に10万円上乘せし、出産に伴う経済的負担を軽減すること。（福祉保健局）
- 2 待機児童ゼロを目指し、保育所緊急整備事業の活用や待機児童解消区市町村支援事業の実施、集合住宅の整備にあわせた保育所整備や公共施設用地の活用についても積極的に取り組むこと。また、マンション等併設型保育所設置促進事業により、小規模施設や分園の設置促進を図ること。（福祉保健局）
- 3 病児・病後児保育に補助するとともに、駅前型病児保育事業を試行的に実施し、病児保育事業のサービス向上等について検証すること。（福祉保健局）
- 4 家庭的保育拡大のため、代替保育確保支援事業、補助員雇用支援事業、共同実施型家庭福祉員事業等を実施すること。（福祉保健局）

- 5 事業所内保育所への補助を実施するとともに、中小企業に対する補助期間延長や補助率アップ、地域解放、設置主体条件の一層の緩和を引き続き実施し、設置促進を図ること。あわせてワークライフバランスに配慮した働き方の普及を進めること。（福祉保健局）
- 6 病院内保育施設の運営に対し補助し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、病児等保育の実施を図ること。設置費についても補助すること。（福祉保健局）
- 7 大都市特有の多様な保育ニーズに対応するため、都独自の基準による認証保育所事業を引き続き実施すること。（福祉保健局）
- 8 認定こども園については、都独自の補助制度を引き続き行うこと。（福祉保健局）
- 9 定期借地権利用による認可保育所整備促進事業を実施すること。また、児童福祉施設等耐震化促進事業により、保育所の耐震化に向けた改修・改築に必要な土地の賃借料を補助すること。（福祉保健局）
- 10 保育人材確保事業を実施し、有資格者に対する就職支援研修・就職相談会を一体的に実施する等保育人材の確保を図ること。（福祉保健局）
- 11 認証保育所運営指導を実施し、新設の事業者等に対し保育士等専門職を活用した運営指導を行い、保育の質向上を図ること。また、認証保育所等研修事業を実施すること。（福祉保健局）
- 12 認可保育所サービス向上支援事業を実施し、入所定員の増、0歳児保育の実施等、サービスの向上・改善に必要な改修経費を補助すること。
- 13 パートタイム勤務や短時間勤務等保護者の就労形態の多様化に対応した定期利用保育を行う区市町村を支援すること。また、一時預かり事業補助を実施し、緊急・一時的な保育ニーズや、保護者の育児疲れの軽減のため保育所等において児童を一時的に預かる事業を行う区市町村を補助すること。（福祉保健局）
- 14 ひとり親家庭を支援するために、ホームヘルプサービス事業補助を実施すること。ひとり親家庭等在宅就業支援事業、高等技能訓練促進事業を拡充し、ひとり親家庭の自立促進を支援すること。（福祉保健局）
- 15 小児慢性特定疾患児の医療費助成、未熟児等の医療給付等により、出産育児に係る母子の負担軽減を図ること。（福祉保健局）
- 16 新生児に対して血液検査を行うマス・スクリーニング検査に、新たな検査法を導入し対象疾患を拡充すること。（福祉保健局）
- 17 区市町村が行う妊婦健康診査事業にかかる経費の一部を補助し、妊婦の健康管理、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ること。（福祉保健局）
- 18 安心こども基金を活用し、ひとり親家庭等在宅就業支援事業、高等技能訓練促進事業等の特別対策を実施すること。（福祉保健局）
- 19 児童相談所の運営予算を確保するとともに、児童福祉司、児童心理士を増員すること。また児童相談所の増設等適正配置についても検討すること。また、引き続き一時保護所の増設に取り組み、適切な環境を整えること。（福祉保健局）
- 20 医療機関における虐待対応力強化のため院内虐待対策委員会（CAPS）の設置をはじめとした虐待対応体制の整備を支援するとともに、研修や普及啓発等を実施し人

- 材を養成すること。児童虐待防止に資するため普及啓発を行うこと。（福祉保健局）
- 2 1 児童養護施設等に里親支援担当職員を配置し、養育家庭を支援すること。児童養護グループホームを推進し、家庭的雰囲気の中で養育すること。また、専門機能強化型児童養護施設制度を整備し、精神科医師・治療指導胆道職員等を配置して問題を抱えた児童の増加に対処すること。さらに、自立支援強化事業により、児童養護施設等に入所している児童の自立にむけ、入所中や退所後のケアを手厚く行える体制を整備すること。児童養護施設等人材育成支援事業を実施すること。（福祉保健局）
  - 2 2 入所児童の処遇向上、定員増及び家庭的養護のニーズに対応するため、社会福祉法人等が行う施設整備等に対して助成すること。（福祉保健局）
  - 2 3 乳児院の医療体制整備事業を実施し、常時医療・看護が必要な乳幼児の受入体制を整備すること。（福祉保健局）
  - 2 4 虐待等で家庭的養護が望ましい児童の養育家庭への委託を進めるとともに、ファミリーホーム事業を実施すること。また、養護児童グループホームを推進すること。さらに、養育家庭へのサポートを行いともに支える支援機関を設置すること。里親を対象とした研修や家庭訪問、面談など里親サポート体制を強化すること。養育家庭への委託児童についても、満年齢で委託解除後の自立支援について補助すること。（福祉保健局）
  - 2 5 婦人保護施設、母子生活支援施設の入所者の処遇向上を図るため、社会福祉法人等が行う施設整備に対し補助すること。
  - 2 6 次世代を担う子どもの健全な育成のため、児童手当、児童育成手当、児童扶養手当を支給すること。（福祉保健局）
  - 2 7 企業、大学、NPO、行政などで構成する「子育て応援とうきょう会議」により、社会全体で子育てを支援する気運を高めること。（福祉保健局）
  - 2 8 子育て推進交付金により、市町村が、地域の実情に応じて創意工夫により施策を行うことができるよう子育て全般の充実を図ること。（福祉保健局）
  - 2 9 子供家庭支援区市町村包括補助事業により、地域の実情に応じた子供家庭分野における基盤整備およびサービスの充実を支援すること。（福祉保健局）
  - 3 0 学童クラブ事業を行う区市町村に対し補助するとともに、整備費補助、設置促進のための補助を行うこと。開所時間延長や保育士有資格者の配置などを行う都型学童クラブに対し補助すること。また障害児の受け入れに係る経費についても補助すること。小学校等の空き教室を学童クラブにするために必要な建物改修等に支援し、教育委員会事業との適切な調整を行いつつ、事業の推進を図ること。（福祉保健局）
  - 3 1 区市町村等が設置する児童館及び学童クラブの整備に要する経費を支援し、設置者負担の軽減を図ること。（福祉保健局）

### 三 心身障害者（児）福祉の推進

- 1 障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員を養成するとともに、事業者及び従事者を登録すること。（福祉保健局）
- 2 障害者（児）施設の重点的整備を進めるため、グループホーム・ケアホーム、重度心身障害者グループホーム、短期入所事業、生活介護や就労移行支援、重症心身障害



- 児（者）通所事業、障害者支援施設の整備に対し特別助成を実施すること。（福祉保健局）
- 3 障害者の地域生活を支援するため、身体・知的重度障害者グループホームを含めたグループホーム・ケアホームへの補助を行うこと。開設準備経費についても補助すること。（福祉保健局）
  - 4 障害者の就労支援を充実するため、東京都障害者就労支援協議会、区市町村障害者就労支援事業、雇用にチャレンジ事業、障害者就労支援体制レベルアップ事業、企業見学コーディネート事業、障害者就業・生活支援センター事業、工賃アップセミナー、離職障害者職場実習事業、障害者施設における若年障害者の雇用促進事業を実施すること。（福祉保健局）
  - 5 東京都障害者自立支援基盤整備事業を実施し、消防法令上必要な消防設備の設置、新体系サービス事業基準に適合させるための施設等の改修、備品購入等に要する経費を補助すること。（福祉保健局）
  - 6 心身障害者（児）の日常生活を支援するために、居宅介護、重度脳性麻痺者介護、等を実施すること。（福祉保健局）
  - 7 障害者（児）を緊急に一時保護する、障害者（児）ショートステイ事業を引き続き実施するとともに、さらに特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）のショートステイ受け入れ促進のため、高い技術を持った看護師を支援員として配置すること。（福祉保健局）
  - 8 重症心身障害児通所事業により、重症心身障害児通所運営費補助を行い通園バスの運行の確保や医療的ケアを行う職員の人件費等の支援を行うとともに、民間の医療型施設の重症心身障害児通所委託受け入れ促進員配置を支援すること。重症心身障害児在宅療育支援事業を実施し、重症心身障害児在宅療育支援センターの設置や訪問看護及び訪問健康診査等を行うこと。（福祉保健局）
  - 9 重症心身障害児施設の看護師確保緊急対策として、職場勤務環境改善事業、療育チーム力の向上のため認定看護師等養成機関への派遣などに取り組み、専門性の高い職員確保に取り組むこと。さらに復職支援などのキャンペーンを行うこと。（福祉保健局）
  - 10 盲ろう者通訳派遣事業、盲ろう者支援センター事業を実施し、盲ろう者のコミュニケーション、移動を確保し、社会参加を促進すること。（福祉保健局）
  - 11 発達障害者支援センターの支援体制を充実すること。発達障害者支援体制整備推進事業を実施し、専門的人材育成等を行うこと。また、区市町村発達障害者支援体制整備促進事業を実施し、早期発見早期支援のためのシステム構築等を推進すること。（福祉保健局）
  - 12 高次脳機能障害者に適切な支援が提供されるよう、専門的な相談支援、地域ネットワークの構築、人材育成、専門的リハビリテーションの充実など、高次脳機能障害者支援普及事業を実施すること。区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、身近な地域での支援を充実すること。（福祉保健局）
  - 13 小規模作業所等の経営基盤強化のため、法内施設化総合推進事業を実施すること。また、法内化に必要な施設改修や備品購入経費を助成すること。（福祉保健局）

- 1 4 障害者地域生活移行・定着化支援事業を実施し、地域生活移行についての普及啓発を行うこと。また、障害者グループホーム等利用者単身生活移行モデル事業を実施し、地域の一般住宅で自立した生活ができるよう支援する仕組みを検討すること。（福祉保健局）
- 1 5 区市町村地域生活支援事業、東京都地域生活支援事業を実施し、障害者が自立した生活、社会生活を営むことができるよう幅広く支援すること。（福祉保健局）
- 1 6 障害者自立支援法の施行に伴う東京都障害者自立支援対策臨時特例交付金事業を引き続き実施するとともに、障害者の生活実態に即した自立支援策、所得保障を実現するよう国に対し働きかけること。（福祉保健局）
- 1 7 区市町村が地域の実情に応じて、障害者の地域福祉サービスの充実を図ることが出来るよう引き続き障害者施策推進区市町村包括補助事業を実施すること。（福祉保健局）
- 1 8 民間社会福祉施設サービス推進費補助により、創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援すること。（福祉保健局）
- 1 9 精神科医療機関就労支援研修事業を実施し、精神障害者の就労および職場定着を支援すること。（福祉保健局）
- 2 0 障害者の社会参加促進のため、障害者 I T 支援総合基盤整備事業を充実・強化するとともに、身体障害者補助犬給付事業を行うこと。（福祉保健局）
- 2 1 心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当の支給、心身障害者扶養共済への加入により障害者の経済的基盤の確保を図ること。（福祉保健局）
- 2 2 障害福祉サービス等従事職員のための処遇改善事業を実施すること。（福祉保健局）
- 2 3 都外施設の安定運営を確保するため適切な補助を行うこと。また、都外施設利用者の地域移行支援事業を実施するとともに、障害者地域生活移行促進事業を実施すること。（福祉保健局）
- 2 4 障害者の地域での生活を支えるサービス基盤を充実させるため、施設整備にかかる設置者負担の特別助成を実施し、地域生活の基盤整備を促進すること。心身障害者施設用地費貸付事業を実施するとともに、引き続き補助率 3 / 4 とすること。（一部再掲）（福祉保健局）
- 2 5 精神障害者措置入院患者の医療費公費負担を行うとともに、通院医療費助成、小児精神患者等医療費助成を実施すること。（福祉保健局）
- 2 6 精神科救急の相談事業を、医療機関が開いている昼間にも拡充し、必要に応じた迅速な精神科救急医療が受けられるようにすること。（福祉保健局）
- 2 7 子どもの発達に沿って、家庭、学校、地域、一般クリニック、精神科クリニック等、早期発見、早期支援体制構築のためを図ること。なかでも若者のメンタルサポート支援のための事業を実施し、早期支援に取り組むこと。（福祉保健局、教育庁）
- 2 8 地域精神科医療連携モデル事業、アウトリーチ支援事業、民間事業者活用型短期宿泊モデル事業、精神疾患早期発見・早期対応推進事業を実施し、地域で必要な時に治療を受けられる体制整備、地域定着を支援し安定して生活できるようにすること。（福祉保健局）

- 29 精神障害者の社会的入院の解消に向け、退院促進コーディネーター、グループホーム活用型ショートステイ事業を実施すること。また、精神障害者地域移行体制整備支援事業を実施し、社会的入院の状態にある精神障害者の地域生活移行や安定した地域生活を送るための体制整備を行うとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化を推進すること。（福祉保健局）
- 30 精神科救急医療情報センター整備事業を実施し、調査情報の共有化、措置医療と救急医療との連携を一層強化し、精神科救急システムのより効果的な運用を図ること。（福祉保健局）
- 31 夜間こころの電話相談事業を実施し、行政機関等とつながりにくい夜間の相談体制を整備すること。（福祉保健局）

#### 四 高齢者福祉の推進

- 1 認知症高齢者等への支援として、認知症対策推進事業、高齢者権利擁護推進事業を実施すること。認知症疾患医療センターを中心とした地域における医療・福祉相互の具体的連携体制を構築すること。
- 2 若年性認知症総合支援センター設置事業を実施し、若年性認知症へのワンストップ相談窓口等支援体制強化を図ること。（福祉保健局）
- 3 区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議、高齢者を熱中症から守る区市町村支援事業を実施し、地域での取組を推進すること。（福祉保健局）
- 4 訪問看護ステーション設置促進事業を実施し、要介護高齢者等の在宅療養生活を支えるための訪問看護のサービス量確保を図ること。また、訪問看護ステーション人材確保事業を実施し、人材不足解消に向けて取り組むこと。（福祉保健局）
- 5 介護職員の専門性の向上を目指し、介護福祉士国家資格取得支援事業を実施すること。介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業を実施すること。また、職場体験を受け入れる施設を支援し、介護人材の安定的な確保を図ること。（福祉保健局）
- 6 E P A（経済連携協定等）に基づく外国人介護福祉士の受け入れ支援事業を実施すること。（福祉保健局）
- 7 介護職員処遇改善臨時特例交付金による事業として、介護職員のための処遇改善事業、施設開設準備経費助成特別対策事業、定期借地権の一時金に対する補助等を行うこと。（福祉保健局）
- 8 高齢社会対策区市町村包括補助事業を引き続き実施するとともに、新たに主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメント向上も対象とするなど、一層の充実を図ること。（福祉保健局）
- 9 ケアハウス運営費補助、特別養護老人ホーム経営支援事業、養護老人ホームの運営を行うこと。また、板橋ナーシングホーム、東村山ナーシングホームの運営を行うこと。健康長寿医療センターの新施設整備や運営支援を行うこと。（福祉保健局）
- 10 高齢者の在宅療養生活を支える人材育成支援事業を実施し、訪問リハビリテーションの人材育成を図ること。（福祉保健局）
- 11 地域高齢者の相談受付や地域の見守り情報等の収集、緊急通報システム等による地域生活の安心確保のためシルバー交番設置事業を行うこと。（福祉保健局）

- 1 2 避難者の孤立化防止事業を実施し、避難者の生活する地域の実情に応じた取組を実施すること。（福祉保健局）
- 1 3 高齢者が地域で安心して住み続けることができるように、在宅療養環境整備支援事業を実施し、病院から在宅医療への移行を支援するとともに医療と介護の連携を強化し、医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養環境整備を図ること。（福祉保健局）
- 1 4 不足する介護基盤整備促進のため、特別養護老人ホームへ等社会福祉施設整備への助成を充実させ、計画達成に向け取り組むこと。また、特別養護老人ホームへの用地助成を復活させること。（福祉保健局）
- 1 5 特養等施設の開設準備に必要な訓練期間中の職員雇いあげ費用や地域説明会に要する経費を補助すること。また、施設用地確保のための定期借地権の一時金を助成して、設置を促進すること。（福祉保健局）
- 1 6 特別養護老人ホームが利用者サービスの維持向上を図ることができるよう、運営費等の補助を行うこと。（福祉保健局）
- 1 7 介護サービス基盤の整備として、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム整備費を補助するとともに、整備率の低い地域への加算を設け設置促進を図ること。特養併設以外の老人短期入所施設の整備に要する費用の一部を補助し、ショートステイ整備を促進すること。（福祉保健局）
- 1 8 共同住宅併設型地域密着型サービス等整備促進事業を実施し、地域密着型サービス等の整備促進を図ること。ケアハウスの整備、地域密着型サービス等重点整備、介護老人保健施設の整備、介護専用型有料老人ホームの設置促進のため補助すること。医療・介護連携型サービス付き高齢者専用賃貸住宅モデル事業を実施すること。（福祉保健局）
- 1 9 都市型経費老人ホーム整備費補助を実施し、低所得で要介護・要見守りの高齢者向けの設置促進を図ること。（福祉保健局）
- 2 0 防火対策緊急整備支援事業を実施し、消防法によるスプリンクラーの設置義務がない施設に対しても補助すること。また、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業を実施し、地震等防災対策上必要な補強改修等に対する支援を行い、利用者の安全確保を図ること。（福祉保健局）
- 2 1 地域の介護ニーズに対応するため、小規模多機能居宅介護事業所等の介護拠点の創設や増設に対し補助すること。（福祉保健局）
- 2 2 高齢者の生きがいと社会参加促進のため、シルバーパス交付事業、老人クラブ助成事業を実施すること。また、シルバーパスの対象交通機関を拡大するなど、さまざまな方策を検討しさらなる高齢者の社会参加促進策を行うこと。（福祉保健局）
- 2 3 介護支援専門員研修事業を実施し、必要な知識、技能を有する介護支援専門員を養成すること。在宅医療と介護との連携を含めたケアマネジメント充実のため、在宅医療サポート介護支援専門員の養成に取り組むこと。（福祉保健局）
- 2 4 介護保険制度の適切な運営に努めること。低所得者特別対策事業を引き続き実施し、低所得者の負担を軽減すること。介護サービス情報を公表すること。（福祉保健局）

## 五 健康の保持増進

- 1 自殺総合対策の推進のため、自殺総合対策東京会議、自殺防止！東京キャンペーン、こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク、東京都自殺相談ダイヤル、ゲートキーパー養成事業を行うこと。（福祉保健局）
- 2 うつ診療レベルアップ研修、遺族支援対策事業を実施すること。（福祉保健局）
- 3 総合精神保健福祉センターの専門機関としての機能を生かし、自殺対策に従事する職員等の専門的能力を育成するなど人材育成に取り組むこと。（福祉保健局）
- 4 地域自殺対策緊急強化基金を活用して、区市町村や民間団体等の活動を支援し、地域における自殺対策力を強化すること。（福祉保健局）
- 5 地域住民の健康の保持増進のため、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として保健所を設置運営すること。（福祉保健局）
- 6 地域保健サービス体制充実のため、区市町村が地域の実情を踏まえて保健サービスの充実に取り組めるよう支援すること。また、保健所再編後の多摩地域の現状について、新たな感染症への対応などを加味して検証するとともに、自治体、医療関係者等の意見を聴いて体制の拡充を図ること。（福祉保健局）
- 7 糖尿病予防のための普及啓発事業を実施し、生活習慣の改善、治療継続の必要性に関する啓発を行い、糖尿病の発症や重症化・合併症の予防を図ること。（福祉保健局）
- 8 健康増進法に基づく区市町村補助事業を実施し、区市町村が行う健康増進事業に対し補助すること。（福祉保健局）
- 9 慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策として、正しい知識を広めるとともに、区市町村に研修を行い、早期発見・早期治療を促進すること。（福祉保健局）
- 10 難病対策として、認定難病等に対して医療費を助成するとともに、居宅生活支援や訪問診療、在宅難病患者緊急一時入院、在宅難病患者医療機器貸与・整備事業など在宅難病患者対策を充実すること。また、難病相談・支援センター事業を実施すること。（福祉保健局）
- 11 透析患者への災害時医療確保対策として、人口透析患者が携帯するカードを作成するとともに、関係機関に対して人工透析患者に対する災害時対応の研修を実施すること。（福祉保健局）
- 12 臓器移植の推進及び移植体制確立のため、普及啓発、組織適合性検査費の助成、臓器移植コーディネーター設置などを行うこと。（福祉保健局）
- 13 肝炎対策として、医療連携の推進や医療費の一部助成などにより、感染者を早期に発見し、適切な治療につなげるため、診療ネットワーク整備事業、肝炎治療推進事業を実施すること。肝炎ウイルス検診の普及啓発を行い肝炎の正しい知識、肝炎検診の受検勧奨を行うこと。（福祉保健局）
- 14 原爆被爆者対策として、健康診断や各種手当での支給などを行うとともに、介護保険サービス利用等助成事業を実施すること。健診の内容・検査方法の改善に取り組むこと。（福祉保健局）
- 15 心身障害者（児）医療費助成、ひとり親家庭医療費助成事業補助、乳幼児医療費助成など各種医療費助成を引き続き実施すること。また、不妊治療費助成を引き続き実施するとともに、さらなる拡大を図ること。（再掲）（福祉保健局）

- 1 6 国民健康保険事業の円滑な運営のため、運営費の負担・補助を行うこと。国保組合についても引き続き補助を行うこと。後期高齢者医療制度の負担等を行うこと。（福祉保健局）

## 六 生活環境の安全確保

- 1 食品の安全確保を図るため、食品安全情報評価委員会によるリスク情報の収集分析を行うとともに、食の監視検査体制を充実強化すること。輸入食品対策、広域流通食品監視・検査を実施すること。また、都民・事業者・行政が、食品安全対策の理解と推進にともに取り組み機関を設置するなど、リスクコミュニケーションを充実すること。（福祉保健局）
- 2 食品衛生自主管理認証制度を実施し、事業者の自主的な衛生管理を推進すること。食の安全・安心確保対策として、食品営業初心者のためのポータルサイトや食品安全行政に係るデータベースを作成すること。（福祉保健局）
- 3 輸入食品対策として、輸入業者への監視指導及び残留農薬など輸入食品の検査等を実施すること。また、都全域を対象として、大規模製造業や流通拠点等に対し監視指導や収去検査等を行うこと。妥当性評価ガイドライン改正にともない試験検査体制を整備すること。市場衛生検査を行うこと。（福祉保健局）
- 4 食中毒対策として、病因物質の特定、汚染経路の調査、事業者の自主的な衛生管理推進のための指導を行うこと。（福祉保健局）
- 5 食品の適正な表示を確保するため、立ち入り検査・指導措置などを行うとともに、食品事業者における適正表示推進者を育成すること。（福祉保健局）
- 6 健康食品による都民への危害発生を未然に防ぐため、業者指導や都民への普及啓発に係る事業を強化、推進すること。（福祉保健局）
- 7 医薬分業等を推進するため、かかりつけ薬局の育成、医薬品管理センター等における医薬品供給等の情報ネットワーク構築などに取り組みとともに、薬局における医薬品提供や相談機能に関する情報提供を推進すること。（福祉保健局）
- 8 災害時における医薬品等の供給や薬局機能の維持に係る体制を強化すること。（福祉保健局）
- 9 薬物乱用防止対策を総合的に進めるとともに、脱法ドラッグ、薬剤の不適正処方などの情報収集に努め、関係機関と連携して指導・取締りを強化すること。（福祉保健局）
- 1 0 健康安全研究センターについては、試験検査、研究、技術研修などに必要な機器・人員を確保するとともに、東京における検査精度の向上のため幅広く取り組むこと。（福祉保健局）
- 1 1 大気汚染の影響を受けたと推定される疾病にかかった患者に対し、大気汚染健康障害者医療費助成を行うこと。（福祉保健局）
- 1 2 花粉症の予防・治療対策を総合的に推進し、都民の健康被害の軽減を図るため根治療法開発・普及などの対策を講じること。また、感染症を媒介する蚊の防除対策を推進すること。放射線にかかる情報提供を充実させること。（福祉保健局）
- 1 3 動物愛護事業により、終生飼養や飼い主の責任についての広報を徹底するとともに、

- 人と動物との共生に対する理解を推進すること。（福祉保健局）
- 1 4 アジア感染症対策プロジェクトによりアジア大都市の行政機関、医療機関、研究機関等の医師、研究者等による人的ネットワークを構築すること。（福祉保健局）
  - 1 5 新型インフルエンザ対策として、医療物資の確保、医療体制の整備、検査体制の強化、都民への普及啓発、東京都医学研究機構での基礎研究推進に取り組むこと。（福祉保健局）
  - 1 6 新型インフルエンザの入院医療体制を確保するため、患者の受入を行う医療機関に対し、施設及び医療資器材の整備に補助すること。また、新型インフルエンザ等感染症の疑い患者の診療及び確定診断までの一時受入を行う医療機関確保のため、外来・経過観察室の陰圧化等の整備に対し補助すること。（福祉保健局）
  - 1 7 感染症法に基づく勧告入院患者の診療確保のため、知事から指定を受けた感染症指定医療機関の整備に対し補助すること。（福祉保健局）
  - 1 8 救急搬送サーベイランスを実施し、患者の症状等の情報を迅速に収集・解析して、異常の発生をいち早く探知するよう取り組むこと。（福祉保健局）
  - 1 9 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業（ヒブ・肺炎球菌ワクチン）により区市町村が実施する、小児感染症対策を支援すること。（福祉保健局）
  - 2 0 HIV／エイズの相談・検診体制の充実や療養支援体制の整備に取り組むこと。また、普及啓発を行い患者・感染者への偏見のない社会の実現に取り組むこと。（福祉保健局）
  - 2 1 結核医療費助成を実施するとともに、結核予防推進プラン促進事業、結核地域医療ネットワーク推進事業を実施すること。（福祉保健局）

## 七 新たな福祉ニーズへの対応と福祉を支える基盤づくり

- 1 区市町村が地域のニーズに応じて地域福祉を推進できるよう、地域福祉推進区市町村包括補助を行い、基盤整備、サービスの充実を支援すること。（福祉保健局）
- 2 災害による被災者に対して、区市町村が実施する災害援護資金の貸付に要する経費を負担すること。また、三宅島火山活動災害による被災者が帰島する際に、住宅の新築、修繕等に要する経費について支援金を支給すること。（福祉保健局）
- 3 都内受入被災者福祉総合相談窓口事業補助を行い、安心して都内で生活を送れるようサポートすること。（福祉保健局）
- 4 生活保護世帯に対し適切な援護を行うこと。また、就労支援など自立支援に向けた取り組みを行うとともに、効果的な支援手法等の開発に向けた調査研究、その成果の普及に取り組むこと。さらに、被保護者である精神障害者の社会的入院を解消し地域生活への移行を支援するため退院促進支援事業を実施すること。（福祉保健局）
- 5 区市町村において、成年後見制度推進機関の立ち上げなど、制度の普及・定着が進むよう、成年後見活用あんしん生活創造事業を行うこと。また、地域福祉権利擁護事業を実施するとともに、苦情対応事業を実施すること。（福祉保健局）
- 6 インターネットによる相談事業を実施する民間団体に補助を行うこと。（福祉保健局）
- 7 ノンステップバスの整備等の導入を進めること。また、ユニバーサルデザイン整備

- 促進事業、とうきょうトイレ整備事業を実施することにより、だれもが社会参加できるまちづくりを推進すること。また鉄道駅エレベーター等整備事業により、エレベーターの設置を促進すること。（福祉保健局）
- 8 福祉のまちづくり推進協議会等を運営し、都民、事業者、区市町村等と連絡調整を図りながら施策を進めるとともに、福祉のまちづくりの普及・推進活動を行うこと。（福祉保健局）
  - 9 地域福祉推進事業補助により区市町村が地域の社会資源を有効に活用して福祉サービス事業を実施できるよう支援すること。さらに、地域福祉振興事業補助を充実し、民間団体への助成が一層行われるよう取り組むこと。（福祉保健局）
  - 10 経営者・チームリーダー層等マネジメント促進事業を実施し、社会福祉事業のマネジメント強化、経営および運営の適正化を図ること。（福祉保健局）
  - 11 福祉人材の養成・確保策として、介護福祉士等修学資金の貸与事業を実施するとともに、制度の一層の拡充等を検討すること。（福祉保健局）
  - 12 キャリアカウンセリングなど、福祉人材の育成や福祉分野への就労の援助を行うとともに、社会福祉事業従事者や経営者の相談に応じ、必要な援助を行うこと。（福祉保健局）
  - 13 進路選択学生等支援事業、潜在的有資格者等養成支援事業、地域密着複数事業所連携事業、キャリア形成訪問指導事業、新卒者等応援緊急介護人材育成事業を実施し、介護・福祉の仕事を目指す学生への支援や、再就労支援、キャリアアップや定着支援を行うとともに、介護職場への就職相談・あっせん等を実施すること。（福祉保健局）
  - 14 行政と地域を結びつける役割を担っている民生・児童委員の活動を支援すること。民生・児童委員協力員を配置し、地域における民生・児童委員の活動を支援するとともに、将来的に民生・児童委員の候補としての人材確保につなげること。（福祉保健局）
  - 15 路上生活者の自立支援として、緊急一時保護センター事業、自立支援センター事業、巡回相談、緊急一時宿泊事業など、公園等生活者や住居を失ったホームレスやホームレスになるおそれのある者に、地域での自立した生活に定着できるよう継続した支援を行うこと。（福祉保健局）
  - 16 新生活サポート事業を行い、多重債務により生活が困難な者への相談、資金貸し付けを行うこと。また、児童養護施設入所者など社会的養護が必要な者に対して就職等の際に必要な資金の貸し付け、相談援助を行うこと。（福祉保健局）
  - 17 地域生活定着支援事業を行い、刑務所等出所予定の障害者等に対し、福祉サービスにつなげるための地域生活定着支援センターを設置すること。（福祉保健局）
  - 18 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業を実施し、都内に拠点相談所を設置し、低所得者・離職者等に対する生活・住居・就労相談を実施するとともに、区市町村の相談窓口への後方支援を行い、安定した居住・生活の促進を図ること。（福祉保健局）
  - 19 保護施設の整備に要する費用を補助すること。要保護者等、火災時に自力で避難できない方が入所している第二種無料低額宿泊所施設に対しスプリンクラー等の設置費



用助成を行うこと。（福祉保健局）

- 20 受験生チャレンジ支援貸付事業を行い、学習塾の受講料、大学等の受験料の貸付を行い低所得世帯の子どもを支援すること。（福祉保健局）
- 21 中国残留邦人およびその家族の生活実態について調査を行い、雇用、住宅、教育など全庁的な体制での支援を行うこと。また、市区町村の地域生活支援事業の実施について、積極的に支援すること。（福祉保健局）
- 22 社会福祉保健医療研修センター外壁改修工事を行うとともに、監察医務院改築工事、看護専門学校改築工事、災害医療活動車両整備事業、多摩府中保健所・島しょ保健所の整備、白髭東倉庫に関する所要の工事を実施し、必要な施設設備を整備すること。（福祉保健局）
- 23 子ども家庭総合センター（仮）を整備し、福祉保健、教育、警察の各相談機関が連携し、親と子を総合的に支援する拠点、地域支援拠点として機能強化を図ること。（福祉保健局）
- 24 石神井学園キャンパスの再編整備、萩山実務学校の改築工事、児童自立支援施設児童療新築工事、墨田児童相談所移転改築工事、立川児童相談所一時保護所移転改築工事、北療育医療センター城北分園の改築、府中療育センターの全面改築に向けた調査を実施し、必要な施設設備の整備を進めること。（福祉保健局）
- 25 健康危機管理センター（仮称）を整備し、新たな感染症の脅威・不正薬物の乱用、食品安全などさまざまな課題への対応を図ること。（福祉保健局）
- 26 民間社会福祉施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修工事及び仮設整備費に必要な経費を補助すること。また、緊急時の停電に備えるため医療施設及び社会福祉施設自家発電設備整備を補助すること。（一部再掲）（福祉保健局）
- 27 簡易水道事業等補助を実施し、山間部及び島しょでの水不足解消、水質改善等を図るため、町村が行う簡易水道事業等の整備に対し補助すること。（福祉保健局）

## IV 産業を支え、雇用を守る

### 重点事項

#### 一 雇用の確保と安心できる職場環境の実現

- 1 総合的な雇用維持安定、雇用創出・再就職支援、セーフティネット・生活支援の就業対策の充実に向けて、国と東京都、都内自治体とが連携を強化し、雇用対策、雇用創出に取り組むこと。また、平成24年度までの延長が決まった緊急雇用創出事業を積極的に実施するとともに、新成長戦略における環境エネルギー・農林分野、医療・介護・育児・福祉・教育分野、観光・地域活性化など成長分野での総合的な東京独自の雇用を創出すること。（産業労働局）
- 2 職業能力の開発・向上について、平成23年10月1日から始まった「求職者支援制度」の広報を進めるとともに、定員規模の拡大や訓練内容の検証など、公共職業訓練の充実を図ること。（産業労働局）
- 4 若年者の雇用就業支援について（産業労働局）
  - (1) 就職先が決まらない未就職卒業者を対象に職業予定派遣制度を活用して都内中小企業での就労体験を行い、正規雇用化を支援する未就職卒業者緊急就職サポート事業をさらに拡充すること。
  - (2) 新規学卒者などを対象とした合同就職面接会の拡充を図るとともに、東京都の若年者就業支援事業に協力する意思のある若者ジョブサポーター企業の組織化・拡大に取り組むこと。
  - (3) しごとセンターにおいて、若年者合同面接会やインターンシップなど、フリーター等向け対策を充実すること。
  - (4) 学生起業家育成支援事業など、自ら起業する道を選択する若者のための企業支援に取り組むこと。

#### 二 暮らしを支える産業の振興

- 3 中小企業の販路開拓を支援するために、ビッグサイトの拡張などにより、さらなる展示機能の増強に向けて取り組むこと。また、海外貿易情報を積極的に収集提供するとともに、商社OB等を活用した海外販路ナビゲーターによるハンズオン支援など、中小企業の海外展開を支援すること。さらに、海外企業の東京誘致を図るなど、国際的ビジネス環境の整備を促進すること。（産業労働局）
- 4 中小企業の技術支援に向けて、新製品の開発から販売までの各段階をハンズオンで支援する事業を実施すること。また、中小企業の知的財産戦略に向けた専門人材の育成や外国での特許侵害など中小企業の知財戦略に対する助成事業を拡充すること。（産業労働局）
- 7 地域産業の空洞化の危機に対応するため、区市町村と連携し、産業基盤の強化を図ること。（産業労働局）

- 10 円高や震災など中小企業を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業制度融資について、預託金の活用などにより、融資目標額の維持・拡大を図るとともに、セイフティネットの視点から、保証料補助の拡充など、中小企業の負担軽減を図ること。また、環境・観光・健康など、成長産業の支援という視点から、戦略的な中小企業支援に向けて検討すること。（産業労働局）

#### 四 農林水産業の振興

- 1 都内農業の振興を図るために、耕作放棄地対策として、規模拡大を目指す農業者や新規参入者とのマッチングの促進や、耕作放棄地の再生支援、農作業受委託制度の充実などに取り組むこと。また、都内産農産物の地産地消を推進するために、学校給食での利用拡大や販売チャンネルの多様化を進め、併せて、都内流通の活発化を図るための流通ネットワーク事業を新たに創設すること。さらに、農業・農地を活かしたまちづくり事業の拡充するとともに、室内緑化など新たな利活用を提案し、消費の拡大と生産の振興を図ること。（産業労働局）

#### 一 雇用の確保と安心できる職場環境の実現

- 1 総合的な雇用維持安定、雇用創出・再就職支援、セイフティネット・生活支援の就業対策の充実に向けて、国と東京都、都内自治体とが連携を強化し、雇用対策、雇用創出に取り組むこと。また、平成24年度までの延長が決まった緊急雇用創出事業を積極的に実施するとともに、新成長戦略における環境エネルギー・農林分野、医療・介護・育児・福祉・教育分野、観光・地域活性化など成長分野での総合的な東京独自の雇用を創出すること。（産業労働局）
- 2 職業能力の開発・向上について、平成23年10月1日から始まった「求職者支援制度」の広報を進めるとともに、定員規模の拡大や訓練内容の検証など、公共職業訓練の充実を図ること。（産業労働局）
- 3 震災や円高等による経済活動の収縮により、就職が困難となった者に対する相談窓口の設置や採用助成金の創設など、就職支援を行うこと。（産業労働局）
- 4 若年者の雇用就業支援について（産業労働局）
- (1) 就職先が決まらない未就職卒業者を対象に職業予定派遣制度を活用して都内中小企業での就労体験を行い、正規雇用化を支援する未就職卒業者緊急就職サポート事業をさらに拡充すること。
- (2) 新規学卒者などを対象とした合同就職面接会の拡充を図るとともに、東京都の若年者就業支援事業に協力する意思のある若者ジョブサポーター企業の組織化・拡大に取り組むこと。
- (3) しごとセンターにおいて、若年者合同面接会やインターンシップなど、フリーター等向け対策を充実すること。
- (4) 学生起業家育成支援事業など、自ら起業する道を選択する若者のための企業支援に取り組むこと。
- 5 中高年の雇用就業支援について（産業労働局）

- (1) しごとセンターにおいて、就職氷河期世代を対象にキメの細かな就業支援を実施するとともに、正規雇用離職者に対する再就職支援策を充実すること。
  - (2) シルバー人材センター事業など高齢者の就業対策を推進すること。
- 6 障害者の就業対策について（産業労働局）
- (1) 障害者を新たに雇用した中小企業に支給する都独自の助成事業を引き続き実施するとともに、オーダーメイド型障害者雇用サポート事業を進めること。
  - (2) 障害者就職面接会などを各地で開催できるよう区市町村や東京労働局と協力し働きかけること。
  - (3) 都庁におけるチャレンジ雇用を拡大するとともに、重度障害者の雇用対策を推進すること。（産業労働局）
- 7 しごとセンター多摩においては、女性や団塊の世代、フリーターなどターゲットを絞ったサービス提供を進めるとともに、市町村と連携し、地域のニーズにあった雇用就業支援を推進すること。（産業労働局）
- 8 すべての職場における公正な労働基準の確立や改正労働基準法の趣旨の徹底など、労働知識の普及・啓発を図り、労働基準が守られる東京の労働環境づくりを進めること。（産業労働局）
- 9 パートアドバイザー制度の充実や働く人の心の健康づくりに取り組むなど、労働相談体制の充実・強化を図ること。また、非正規労働者の処遇改善に取り組む企業の拡大に向けて、支援の充実を図ること。（産業労働局）
- 10 ワークライフバランスの実現に向けて、中小企業両立支援推進助成金事業を実施するとともに、男性の育児等への参加促進に取り組むこと。また、働き方の改革「東京モデル」事業や「東京しごとの日」の設定に向け取り組むこと。（産業労働局、生活文化局）
- 11 東京都労働委員会における高い和解率をひとつのモデルとして、そのノウハウを全国的に発信するなど、労働者と使用者とがそれぞれ納得のできる解決が図られるよう努めること。（労働委員会）

## 二 くらしを支える産業の振興について

- 1 中小企業の経営革新に向けて、革新的な商材の評価や認証などの取得に向けて取り組む中小企業に対して支援するとともに、不況業種に指定されている中小企業のグループ化と経営改善計画の策定及びその実施に対して支援すること。（産業労働局）
- 2 中小企業の経営安定を図るために、円高や震災などの影響を受けている中小企業への経営指導員や専門家の派遣を進め、それに伴う支援策の充実を図ること。また、大震災などのリスクに対応できるようBCP策定支援事業の充実・強化し、中小企業が行う耐震工事に対する助成制度を創設すること。さらに、放射能の風評被害に苦しむ中小企業に対する支援を行うこと。（産業労働局）
- 3 中小企業の販路開拓を支援するために、ビッグサイトの拡張などにより、さらなる展示機能の増強に向けて取り組むこと。また、海外貿易情報を積極的に収集提供するとともに、商社OB等を活用した海外販路ナビゲーターによるハンズオン支援など、中小企業の海外展開を支援すること。さらに、海外企業の東京誘致を図るなど、国際

- 的ビジネス環境の整備を促進すること。（産業労働局）
- 4 中小企業の技術支援に向けて、新製品の開発から販売までの各段階をハンズオンで支援する事業を実施すること。また、中小企業の知的財産戦略に向けた専門人材の育成や外国での特許侵害など中小企業の知財戦略に対する助成事業を拡充すること。（産業労働局）
  - 5 都内中小企業の事業承継・再生に向けて、税務対策、後継者の育成・発掘、M&Aなどの支援を充実すること。（産業労働局）
  - 6 産業面から、被災地を支援するために、被災地製品の販売及び紹介の機会等を提供するとともに、被災地の中小企業等が経営革新などに取り組む場合も、東京都が積極的に支援すること。（産業労働局）
  - 7 地域産業の空洞化の危機に対応するため、区市町村と連携し、産業基盤の強化を図ること。（産業労働局）
  - 8 地域工業の活性化として、創造的都市型産業の創出や活性化を図るため、その振興を図る区市町村に対して支援すること。また、多摩シリコンバレー創設に向けて、多摩産材の魅力の世界に発信し、進出企業の発掘に取り組むこと。（産業労働局）
  - 9 商店街の活性化に向けて、新・元気を出せ商店街事業については、区市町村とも連携しながら、施策の充実を図るとともに、地域の実情にあった柔軟な運用を図ること。また、商店街の後継者や人材育成に向けて、積極的に取り組むとともに、買い物弱者支援に向けた新たな事業を創設すること。（産業労働局）
  - 10 円高や震災など中小企業を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業制度融資について、預託金の活用などにより、融資目標額の維持・拡大を図るとともに、セイフティネットの視点から、保証料補助の拡充など、中小企業の負担軽減を図ること。また、環境・観光・健康など、成長産業の支援という視点から、戦略的な中小企業支援に向けて検討すること。（産業労働局）
  - 11 地域の金融機関と連携した新たな保証付き融資制度については、デフォルト抑制や情報公開などに取り組みながら、対象金融機関の拡大に取り組むこと。また、ベンチャーファンドなどのファンド事業については、投資実績の公開などを前提に、取り組みを進めること。（産業労働局）
  - 12 新銀行東京について、都民の税金がさらに毀損することのないよう、事業譲渡や株式の売却などを含め、早期に新銀行から撤退すること。（産業労働局）
  - 13 東京がアジアのヘッドクォーターとしての地位を確立するため、国際戦略特区の指定への取り組みも含めて、国際競争力の向上に積極的に取り組むこと。（知事本局）

### 三 観光産業の振興

- 1 東京の魅力の世界に発信するために、海外旅行エージェントの招聘など観光プロモーションを展開するとともに、国際アニメフェアなどイベントを通じた観光振興を図ること。また、MICE推進のため、ビッグサイトなど国際展示場の機能拡大など、コンベンション機能の拡充を図ること。さらに、国際会議などMICEの誘致活動を積極的に展開するとともに、2012年10月のIMF・世界銀行総会などを通じて、日本の復興や東京の安全をPRする事業を展開すること。（産業労働局）

- 2 観光資源を開発するために、舟運を基軸とした観光振興や地域ゆかりの作品を活かした観光振興支援事業の創設など、観光まちづくりを推進すること。また、江戸前など東京の「食文化」を軸とする観光・産業・文化政策の総合的な展開に向けて検討するとともに、メディカルツーリズムについても、観光医療特区の創設なども含めて、その導入に向けて取り組むこと。（産業労働局）
- 3 受け入れ体制の整備として、緊急・災害発生時の外国人旅行者対応促進事業を新たに設けること。また、海外からの観光客誘致だけでなく、都民による都内観光という視点からも、観光施策を行うこと。併せて、東京都の観光施策を推進するために、東京都担当職員の海外研修を実施するなど、現場での対応力向上に努めること。（産業労働局）

#### 四 農林水産業の振興

- 1 都内農業の振興を図るために、耕作放棄地対策として、規模拡大を目指す農業者や新規参入者とのマッチングの促進や、耕作放棄地の再生支援、農作業受委託制度の充実などに取り組むこと。また、都内産農産物の地産地消を推進するために、学校給食での利用拡大や販売チャンネルの多様化を進め、併せて、都内流通の活発化を図るための流通ネットワーク事業を新たに創設すること。さらに、農業・農地を活かしたまちづくり事業の拡充するとともに、室内緑化など新たな利活用を提案し、消費の拡大と生産の振興を図ること。（産業労働局）
- 2 東京の森林の再生に向けて、林道の整備をはじめとした「森林の循環再生プロジェクト」の充実を図ること。また、多摩産材の利用拡大に向けて、学校など公共施設での木材・木質化を支援するなど、多摩産材の公共利用を促進するとともに、流通加工施設の整備やJAS認定を取得しようとする製材業者等への支援など、供給体制の整備を進めること。（産業労働局）
- 3 水産業の振興を図るため、漁村地域の防災力強化事業を新たに創設すること。また、沖ノ鳥島での漁業創業支援対策を引き続き実施するとともに、将来有望視されている海底資源の開発について、東京都として調査・検討すること。（産業労働局）

#### 五 中央卸売市場の活性化

- 1 築地市場の移転問題は、移転予定地である豊洲の安全性が確認されず、関係者の合意も得られていないなかであって、豊洲への移転を強引に進めないこと。また、地元・中央区からの要望については、東京都としても、誠意をもって検討すること。（中央卸売市場）
- 2 大田、足立の水産市場や多摩NT市場をはじめ、各市場の今後の方向性や機能強化に向けての方法、施設整備、運営のあり方について検討すること。また、淀橋市場におけるリニューアル事業として、仲卸棟の建設工事を行うとともに、大田市場の老朽化した荷さばき場の建て替え工事を進めること。（中央卸売市場）
- 3 市場の活性化支援として、仲卸業者等が共同して取り組む先駆的な事業に対して補助を行うこと。また、地方卸売市場の施設整備等に対して補助を行うこと。（中央卸売市場）

- 4 市場の環境対策を進めるために、食肉市場センタービル屋上に太陽光発電設備を整備するとともに、温室効果ガス削減を図るため、と場設備の省エネ改修を行うこと。  
(中央卸売市場)
- 5 食肉市場の衛生対策のため、小動物棟けい留所改修工事、大動物棟けい留所増築工事等の施設整備を行うこと。(中央卸売市場)
- 6 東日本大震災の被災地の農水産業を支援するため、被災地の農水産物を出荷する事業者に対し交付金を交付すること。(中央卸売市場)
- 7 牛肉の放射性物質全頭検査を実施するなど、食品の安全・安心を確保すること。  
(中央卸売市場)

## V 未来の力を育てる教育を創る

### 重点事項

#### 一 家庭と地域の教育力向上

- 1 家庭の教育力向上のため、学校と家庭の連携推進事業と乳幼児期からの子どもの教育プロジェクトなどの更なる推進を図ること。（教育庁）
- 4 都民参加による地域の教育力向上のため、地域教育推進ネットワーク東京都協議会の運営、学校支援ボランティア推進協議会の設置・推進に取り組むこと。また、学校長に対し、それらの積極的な取組を行うよう指導すること。（教育庁）

#### 二 教育の質向上・学校教育指導の充実

- 3 公立小・中学校の校長、副校長、教員の多忙化解消のため、校務改善に取り組むこと。（教育庁）

#### 三 特別な支援を必要とする子どもの教育充実

- 3 特別支援学校の再編・併置において、大規模校化した場合には、養護教諭や栄養士などを削減するのではなく、実態に応じた配置を行い、各障害の特性を理解した上で安全で快適な学校生活が送れるよう取り組むこと。（教育庁）

#### 四 子どもの学力向上、心と体の成長、社会的自立を支援する取り組み

- 1 子どもの自尊感情を高めるための教育として、奉仕体験活動を更に推進すること。また、外部委員による委員会での検討など、様々な取り組みを実施し、道徳教育の充実を図ること。（教育庁）
- 10 スクールカウンセラー事業を利用したスクールカウンセラー配置を拡充すること。また、問題の予防に重きを置いた相談体制の充実を図ること。（教育庁）
- 17 家庭や地域と連携した実践型の防災教育を推進すること。（教育庁）

#### 七 私立学校の振興

- 3 私立幼稚園等就園奨励特別補助の継続・拡充を図り、国の幼稚園就園奨励費補助の見直しで低所得者層を優先的に手厚くした結果として負担増となった世帯に対し、負担増分の全額を補助すること。（生活文化局）

#### 一 家庭と地域の教育力向上

- 1 家庭の教育力向上のため、学校と家庭の連携推進事業と乳幼児期からの子どもの教育プロジェクトなどの更なる推進を図ること。（教育庁）
- 2 食育の一環として、地域と連携した地産地消給食の推進、農業体験の推進を実施す



ること。(教育庁)

- 3 幼稚園・保育所での教育的機能を向上させるため、就学前教育に取り組むこと。(教育庁)
- 4 都民参加による地域の教育力向上のため、地域教育推進ネットワーク東京都協議会の運営、学校支援ボランティア推進協議会の設置・推進に取り組むこと。また、学校長に対し、それらの積極的な取組を行うよう指導すること。(教育庁)

## 二 教育の質向上・学校教育指導の充実

- 1 東京教師養成塾、都県の枠を超えた教員採用選考の実施、東京教師道場、各種研修、授業研究など教員の資質向上に取り組むこと。また、若手教員の育成のために育成プログラムの実施などに取り組むこと。(教育庁)
- 2 教職員健康管理システムやメンタルヘルスチェックシートの導入などによる教職員のメンタルヘルス対策に取り組むこと。(教育庁)
- 3 公立小・中学校の校長、副校長、教員の多忙化解消のため、校務改善に取り組むこと。(教育庁)
- 4 即戦力となる「ものづくり人材」の育成のため、都立工業高校での企業実習を充実すること。(教育庁)
- 5 外部人材を積極的に活用するため、教育庁人材バンク事業、中学校部活動の外部指導員導入促進補助、肢体不自由特別支援学校への介助専門家導入を実施すること。(教育庁)
- 6 公立小中学校及び都立学校において、外部人材を活用した補習を充実させること。(教育庁)
- 7 首都大学東京においては、豊かな人材を育成するとともに、東京の活性化や都市の問題解決に資する魅力ある大学づくりを進めること。また、優秀な海外留学生の受入によって、東京を始めとしたアジアの発展や課題解決などに資する研究を推進すること。さらに、質の高い研究活動を促進し、外部資金獲得に一層努力するなど、健全な大学運営を行うこと。学内のICT教育環境の整備を図ること。(総務局、知事本局)

## 三 特別な支援を必要とする子どもの教育充実

- 1 「難聴」の児童・生徒に対し、障害特性を十分に理解した指導のできる教員の養成と安定的な配置を実施すること。また、難聴学級の適正な配置を進めること。(教育庁)
- 2 自立活動指導の充実、教育環境の改善、特別支援教育コーディネーターの育成・配置など適切な対策を講じること。(教育庁)
- 3 特別支援学校の再編・併置において、大規模校化した場合には、養護教諭や栄養士などを削減するのではなく、実態に応じた配置を行い、各障害の特性を理解した上で安全で快適な学校生活が送れるよう取り組むこと。(教育庁)
- 4 個別支援計画は、フォーマットを統一し、幼児期から小・中・高とどこでも継続的な支援ができるよう取り組むこと。(教育庁)

- 5 医療等と連携し、発達障害の児童・生徒の指導方法の研究・開発を行うこと。また、区市町村と連携し、特別支援教室の全校配置実現に向け、取り組みを進めること。（教育庁）
- 6 障害児・生徒の通学については、特段の配慮をし、安全確保が必要な場合は、スクールバス等の適切な配慮をすること。（教育庁）
- 7 海外帰国生徒教育を推進すること。外国人児童・生徒の保護者向け就学パンフレット、英語・中国語・韓国・朝鮮語などによる児童・生徒相談事業を実施すること。（教育庁）
- 8 日本語学級の設置や日本語指導法の開発、外部人材による授業補助、都立高校への入試配慮を行うこと。（教育庁）
- 9 精神疾患について、中・高校生において発症の早期発見、早期支援を行うために、教師やカウンセラーが精神疾患を正しく理解し、正しい知識を持つための研修を実施すること。（教育庁）
- 10 小1プロブレム対策の加配は、就学前教育の不備による短期的な問題ではなく、発達障害に起因する場合も多いため、小1に限定した問題とせず、発達障害児・生徒支援としての政策に展開を図ること。（教育庁）

#### 四 子どもの学力向上、心と体の成長、社会的自立を支援する取り組み

- 1 子どもの自尊感情を高めるための教育として、奉仕体験活動を更に推進すること。また、外部委員による委員会での検討など、様々な取り組みを実施し、道徳教育の充実を図ること。（教育庁）
- 2 学習のつまづきを防ぎ、義務教育終了時にはすべての子どもが基本的な学力を身につけられる指導を行うため、学力向上を図る悉皆調査の実施、習熟度別少人数指導実践研究推進校の指定を実施すること。（教育庁）
- 3 公立小中学校及び都立高校における補習の充実に取り組むこと。また、都立高等学校学力向上開拓推進事業により、学力開拓推進校を指定すること。（教育庁）
- 4 都立高校の進学対策として、学習指導員の活用、教員研修の実施、分析集・教材集の作成を実施すること。（教育庁）
- 5 都立学校ICT計画により、校内LAN・教育用IT機器の整備を行うこと。また、教員研修の推進、教材コンテンツ等の整備を行うこと。（教育庁）
- 6 登校支援員活用事業の継続・拡大を図ること。（教育庁）
- 7 論理的思考力や言語能力の向上を図るため、言語能力向上推進事業を実施すること。（教育庁）
- 8 理数教育の充実を図るため、外部講師の派遣や理数系部活動への支援を行うこと。（教育庁）
- 9 新しい学校づくり重点支援事業を推進すること。（教育庁）
- 10 スクールカウンセラー事業を利用したスクールカウンセラー配置を拡充すること。また、問題の予防に重きを置いた相談体制の充実を図ること。（教育庁）
- 11 学校の抱える様々な問題への対応を支援するため、弁護士・精神科医・警察OBなどの専門家と連携し、24時間電話相談など、問題行動対策事業を推進すること。（教

育庁)

- 1 2 スポーツ教育推進のため、スポーツ教育推進校の指定やトップアスリート学校派遣、体育非常勤講師配置などを行うこと。また、東京国体やインターハイの開催に向け、部活動の競技力向上を図ること。(教育庁)
- 1 3 子どもの体力向上のため、児童・生徒の体力の実態調査を行うなど、総合的な基礎体力向上策を実施すること。(教育庁)
- 1 4 特別支援学校における就労支援として、民間を活用した企業開拓、東京都就労支援員の配置を実施すること。(教育庁)
- 1 5 日本の伝統・文化理解教育推進に取り組むこと。また、都立高校の日本史授業を充実させること。(教育庁)
- 1 6 都立高校生の海外留学支援を行い、国際理解教育の推進に取り組むこと。(教育庁)
- 1 7 家庭や地域と連携した実践型の防災教育を推進すること。(教育庁)

## 五 学校の施設設備の整備

- 1 公立小中学校及び特別支援学校の冷房化など、学習環境確保に取り組むこと。(教育庁)
- 2 公立小中学校等の耐震化支援、都立学校での備蓄の充実や自家発電装置の整備等、学校の防災機能強化を図ること。(教育庁)
- 3 環境教育(CO2削減)推進事業や都立高校の環境改善、太陽光発電型や自然共生型など、地域や学校事情に合わせたスクールエコ化に取り組むこと。(教育庁)
- 4 定時制高校生徒が始業前に自主学習ができるよう、場所の確保に努めること。また、生徒の生活面を含めた支援ができるよう取り組むこと。(教育庁)
- 5 都立学校の校舎改築をはじめ、大規模改修、増改修、老朽校舎の改築等、施設設備の適切な維持管理に取り組むこと。(教育庁)
- 6 産業教育設備の整備を実施すること。(教育庁)

## 六 文化財保護、生涯学習の振興

- 1 生涯学習の振興として、都立学校公開講座、学校施設開放に取り組むこと。(教育庁)
- 2 埋蔵文化財の保護、文化財保護管理、文化財保存助成に取り組み、一層の充実に努めること。都内に残る戦争遺跡の保存に取り組むこと。また、外国人への文化財情報提供のため、外国語による文化財情報ウェブサイトの充実に取り組むこと。(教育庁)
- 3 都立図書館からの情報発信として、都市・東京情報ナビゲーションポータルサイトを構築すること。(教育庁)
- 4 雑誌等に特化した図書館機能として、多摩図書館においてマガジンバンクの運営を行うこと。(教育庁)
- 5 都立図書館の蔵書スペースを拡充するとともに、図書館資料の収集を強化し、都民サービスの向上を図ること。(教育庁)

## 七 私立学校の振興

- 1 私立幼稚園、私立学校における教育内容の向上、学校経営の健全化等を図るため、経常費補助を充実すること。（生活文化局）
- 2 私立幼稚園教育振興事業費補助と認定こども園運営費等補助を引き続き実施すること。（生活文化局）
- 3 私立幼稚園等就園奨励特別補助の継続・拡充を図り、国の幼稚園就園奨励費補助の見直しで低所得者層を優先的に手厚くした結果として負担増となった世帯に対し、負担増分の全額を補助すること。（生活文化局）
- 4 私立高等学校等特別奨学金補助は、補助対象世帯の所得制限幅を広げること。（生活文化局）
- 5 私立幼稚園における心身障害児教育のさらなる充実を図るため、私立幼稚園障害児教育事業費補助を拡充すること。（生活文化局）
- 6 預かり保育など子育て支援に関する補助を拡充すること。（生活文化局）
- 7 私立学校の安全対策促進として、耐震改修が必要な校舎への補助を引き続き行い、耐震化を着実に進めること。（生活文化局）
- 8 私立学校の備蓄物資等の購入を支援し、防災機能強化を図ること。（生活文化局）

## VI スポーツ振興と豊かな都民生活を創る

### 重点事項

#### 一 スポーツの振興

- 1 スポーツ祭東京2013や2020年オリンピック招致を機に、総合的な競技力向上策を推進するとともに、様々なスポーツイベントの開催、地域スポーツクラブの支援などにより、スポーツムーブメントを創出すること。（スポーツ振興局）

#### 二 都民との協働

- 4 「新しい公共」の社会実現に向け、NPO等の自立的活動を後押しすること。（生活文化局）
- 5 NPO法人の認証・認定事務を的確に実施すること。（生活文化局）

#### 一 スポーツの振興

- 1 スポーツ祭東京2013や2020年オリンピック招致を機に、総合的な競技力向上策を推進するとともに、様々なスポーツイベントの開催、地域スポーツクラブの支援などにより、スポーツムーブメントを創出すること。（スポーツ振興局）
- 2 スポーツ祭東京2013において、多摩・島嶼地域の振興につながるよう市町村と連携を図ること。また、競技の一部を被災地で開催するなど、被災地復興支援も視野に入れたものとする。こと。（スポーツ振興局）
- 3 スポーツ祭東京2013において、それぞれの競技場の常設施設等に対する整備補助を行うこと。（スポーツ振興局）
- 4 スポーツ祭東京2013のリハーサル大会を主催する区市町村に対し、運営費等を補助すること。（スポーツ振興局）
- 5 東京マラソン、東京大マラソン祭りは、全ての参加者が楽しめるイベントとなるよう運営の改善を図ること。（スポーツ振興局）
- 6 誰もがスポーツに親しむ機会を創出するため、障害者スポーツの振興を図ること。（スポーツ振興局）
- 7 2020年オリンピック・パラリンピック招致活動を推進すること。（スポーツ振興局）

#### 二 都民との協働

- 1 各局が行う広報について、広告業者と価格や内容の適切な交渉ができる能力をつけるよう指導し、著しい高額な発注を制度的に防ぐ仕組みをつくること（生活文化局）
- 2 広報広聴活動については、テレビ番組放送後の視聴者意見を反映した取り組みや、見やすくわかりやすいホームページの仕組みなど、的確な戦略、研究にのっとり行

- うこと。(生活文化局)
- 3 災害時におけるボランティア活動支援機能を強化すること。(生活文化局)
  - 4 「新しい公共」の社会実現に向け、NPO等の自立的活動を後押しすること。(生活文化局)
  - 5 NPO法人の認証・認定事務を的確に実施すること。(生活文化局)
  - 6 NPO法や寄付税制の改正について、講座等を設けるなど、広報を徹底すること。(生活文化局)
  - 7 情報公開を促進するため、閲覧手数料を廃止すること。また、情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用に努めること。(生活文化局)
  - 8 在住外国人支援事業助成や在住外国人向け情報提供事業、外国人への防災知識の普及啓発のため、防災情報の多言語化、防災語学ボランティア募集・登録・訓練を実施すること。外国人への日本語学習支援を充実すること。(生活文化局)
  - 9 男女共同参画の推進について(生活文化局)
    - (1) ワークライフバランス推進事業を実施すること。
    - (2) DV被害者が必要とする適切な支援を受けられるよう、被害者自立支援機能を拡充すること。
  - 10 地域力向上方策として、地域の目標実現による地域力の向上、NPOとの協働を推進するため、協働マッチング事業を実施すること。(生活文化局)

### 三 文化事業の推進

- 1 東京の魅力を発信する芸術文化創造基盤の整備のため、都立文化施設の適切な維持管理、芸術活動の発信支援、文化事業の推進を行うこと。(生活文化局)
- 2 アーツカウンシルの設置、東京文化発信プロジェクト、芸術文化発信事業助成に取り組むこと。(財)東京都歴史文化財団、(財)東京都交響楽団への助成を行うとともに、適切な運営がなされるよう取り組むこと。(生活文化局)
- 3 芸術文化を活用した被災地支援を実施すること。(生活文化局)

## Ⅶ 生活快適都市東京を創る

### 重点事項

#### 三 都市基盤の整備

- 1 幹線道路ネットワークの整備を推進するために、三環状道路をはじめ、都市の骨格を形成する幹線道路や地域幹線道路の整備を進めること。また、将来の交通需要を踏まえつつ、必要性などに関する客観的なデータを公表するなどして、より優先度の高い道路の整備が進むよう取り組むこと。（建設局）

#### 四 東京港及び島しょの港湾・空港の整備

- 1 京浜三港による広域連携事業をさらに推進するとともに、国際コンテナ戦略港湾として、高い国際競争力を持つ港を整備すること。特に、中央防波堤外側地区のふ頭整備の推進をはじめ、ガントリークレーンの整備費補助、コンテナ関連用地の整備など外貿ふ頭の整備を進めること。また、京浜港への国内貨物集荷に向けた取り組みさらに強化すること。（港湾局）

#### 五 都市交通・物流対策

- 3 東京外郭環状道路について、必要となる周辺基盤整備や周辺まちづくりに関する調査検討を進めるなど、整備に向けて取り組むこと。また、地上部街路である外環ノ2については、計画の廃止も含めた検討を行うこと。（都市整備局）
- 1 3 首都高料金制度の変更に伴い、将来的な高速道路ネットワークの一元的な料金体系について調査・検討すること。（都市整備局）

#### 一 都市開発の推進

- 1 民間活力と都用地の有効活用による都市再生を促進するため、「都市再生ステップアッププロジェクト」を着実に推進すること。また、その他の都用地についても、活用方策を検討すること。（都市整備局）
- 2 土地区画整理事業や市街地再開発事業に対して助成するとともに、市町村が施行する土地区画整理事業や都市計画事業等に対して、補助金の交付や指導監督を行うなど、都市開発を推進すること。（都市整備局）
- 3 風格ある都市景観形成のため、歴史的建造物を中心とした景観形成を観光まちづくりと連動して進めること。あわせて、景観計画に基づき水辺空間等の景観誘導を行うとともに、不適切な屋外広告物に対する指導を強化すること。（都市整備局）

#### 二 都市計画に関する調査

- 1 品川駅周辺のまちづくりのあり方などについて示した「品川周辺地域都市・居住環境整備基本計画」並びに「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」を踏まえ、引き続き都市基盤整備の具体化に向けた調査・検討を行うこと。（都市整備局）
- 2 上目黒1丁目地区における旧国鉄官舎跡地等について、地域特性に十分配慮した有効活用方を検討すること。（都市整備局）
- 3 CO2削減や緑化推進に向け、緑確保の仕組みづくりを積極的に進め、環境に配慮した都市づくりを行うこと。（都市整備局）
- 4 「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、総合的な治水対策を着実に進めること。また、より有効な豪雨対策について検討すること。（都市整備局）

### 三 都市基盤の整備

- 1 幹線道路ネットワークの整備を推進するために、三環状道路をはじめ、都市の骨格を形成する幹線道路や地域幹線道路の整備を進めること。また、将来の交通需要を踏まえつつ、必要性などに関する客観的なデータを公表するなどして、より優先度の高い道路の整備が進むよう取り組むこと。（建設局）
- 2 京浜急行本線・空港線や西武新宿線など、鉄道の連続立体交差事業を推進すること。（建設局）
- 3 是政橋などの橋梁整備を進めるとともに、第一次緊急輸送路における橋梁の長寿命化や耐震補強など安全性向上に取り組むこと。また、勝鬨橋の再跳開に向けて、調査・検討をすること。（建設局）
- 4 街路樹の充実・育成など、道路の緑化を推進すること。また、環境対策型舗装や街路灯の省エネ照明への転換など、環境に優しい道路整備に取り組むこと。（建設局）
- 5 都道・区市町村道の無電柱化を推進するとともに、交差点すいすいプランをはじめとする交差点改良を進めること。また、自転車走行空間を積極的に整備するとともに、区市町村の取り組みを支援すること。（建設局）
- 6 都内中小河川の護岸整備や調節池の整備など、中小河川整備の早期完成に向けて取り組むこと。また、中小河川沿いに親水公園の整備を進めること。（建設局）
- 7 高潮防御施設の整備を進めるとともに、江東内部河川の整備や東部低地帯における河川施設の耐震強化を図ること。（建設局）
- 8 不法係留船に対する厳しい対応とともに、適切な保管施設の増設に取り組むこと。（建設局）
- 9 都市公園については、高井戸公園など個性豊かな公園の整備を進めるとともに、防災公園のネットワークを形成するために、ヘリコプター活動拠点など必要な整備を行うこと。また、スポーツ施設の夜間利用拡大を図ること。（建設局）
- 10 動物園の整備について、世界に発信する首都東京の動物園を目指した施設整備を進めること。また、動物園の管理運営に当たっては、来園者サービスの充実に努めること。（建設局）
- 11 都立霊園については、青山霊園や谷中霊園の再生や小平霊園における樹林墓地の整備などに取り組むこと。（建設局）
- 12 市町村のまちづくりに対する支援として、みちづくり・まちづくりパートナー事業



を実施するとともに、市町村による公園整備などが進むよう、土木事業に対する補助を行うこと。（建設局）

- 1 3 事件処理の迅速化を図るとともに、収用制度に対する都民、事業者、区市町村の理解を深め、審理の充実を図ること。（収用委員会事務局）

#### 四 東京港及び島しょの港湾・空港の整備

- 1 京浜三港による広域連携事業をさらに推進するとともに、国際コンテナ戦略港湾として、高い国際競争力を持つ港を整備すること。特に、中央防波堤外側地区のふ頭整備の推進をはじめ、ガントリークレーンの整備費補助、コンテナ関連用地の整備など外貿ふ頭の整備を進めること。また、京浜港への国内貨物集荷に向けた取り組みさらに強化すること。（港湾局）
- 2 内貿貨物のユニット化、船舶の大型化に対応するため、中央防波堤内側ふ頭や品川ふ頭の整備を進めること。（港湾局）
- 3 災害に強い港を実現するために、電力確保に向けたコンテナ埠頭での自家発電導入支援を行うこと。また、海岸保全施設の緊急整備を推進するとともに、水門・排水機場の耐震強化や防潮堤などを整備すること。（港湾局）
- 4 原発事故を受け、海外で発生した日本発貨物の風評被害を払拭するため、放射能検査態勢を強化すること。（港湾局）
- 5 物流インフラの機能向上と物流ボトルネックの解消を図るため、新木場交差点立体化整備を進めるとともに、臨港道路南北線の早期事業化など、道路ネットワークの整備を推進すること。（港湾局）
- 6 小笠原の世界自然遺産登録など、今後、クルーズ客船の誘致などが見込まれる中であって、東京港、伊豆・小笠原諸島において、国際観光振興に寄与する客船誘致の取り組みを推進すること。（港湾局）
- 7 東京港における環境整備を進めるために、海の森公園の整備を都民等との協働で進めるとともに、お台場海浜公園での水質改善実験などに取り組むこと。また、運河の環境改善を図るための汚泥除去を進めるとともに、最終処分場の整備と延命化に取り組むこと。（港湾局）
- 8 島しょ等に関わる港湾や漁港、海岸保全施設、空港の整備・防災力の向上を図ること。また、航路・航空路事業等に対する補助を充実するとともに、特に、貨物運賃補助の対象品目にガソリン、軽油を含めるなどの見直しを行うこと。（港湾局）
- 9 臨海副都心のまちづくりについては、総合特区の指定なども見据え、MICE機能や観光資源の充実に向けた取り組みを推進すること。また、土地の一時貸し付けや暫定利用に際しては、まちの賑わいや会計上のメリットなどを踏まえ、柔軟な運用を図ること。（港湾局）

#### 五 都市交通・物流対策

- 1 羽田空港のさらなる機能強化や横田基地の民間航空利用などに向けた東京における航空機能に関する調査を行うこと。また、羽田空港のアクセス改善に向けた取り組みを行うこと。さらに、跡地利用の検討においては、国や地元区との積極的な連携を図

- ること。（都市整備局）
- 2 総合物流ビジョンに基づき、物流ネットワークの構築、国際物流機能の強化、物流拠点整備、地域の活性化、環境・都市生活の向上など、ハード・ソフト両面からの総合的な物流機能の向上に取り組むこと。（都市整備局）
  - 3 東京外郭環状道路について、必要となる周辺基盤整備や周辺まちづくりに関する調査検討を進めるなど、整備に向けて取り組むこと。また、地上部街路である外環ノ2については、計画の廃止も含めた検討を行うこと。（都市整備局）
  - 4 公共交通網の整備促進を図るため、都市高速鉄道などに対して必要な助成等を行うこと。また、京急蒲田駅の総合改善事業を引き続き行うこと。（都市整備局）
  - 5 「踏切対策基本方針」に基づき、区施行の連続立体交差事業に対する補助や踏み切り対策の促進方策の検討、都施行事業の早期の実施など、交通渋滞等の踏切問題の早期解消に努めること。また、踏切除去後、駅や高架下の整備も早急に行うこと。（都市整備局）
  - 6 中央環状新宿線や中央環状品川線などの整備を進めるとともに、首都高速道路株式会社への出資金等については、その必要性を十分精査し、東京都として主体的な判断のもとに行うこと。（都市整備局）
  - 7 西多摩地域住民の生活バス路線を確保するため、市町村が実施しているコミュニティバスの補助制度の創設及び交通不便地域における乗り合いバス事業者への助成に対する財政的支援を講じること。また、ホーム柵については、設置の努力義務化に向けた制度化を国に対して働きかけること。さらに、運輸事業振興助成交付金を交付すること。（都市整備局）
  - 8 交通バリアフリー法に基づき、主要な駅やその周辺におけるバリアフリー化を進めるため、バリアフリー基本構想等の策定を進めること。また、鉄道駅へのホーム柵設置に対する助成等を行うこと。（都市整備局）
  - 9 多摩都市モノレールの延伸について、調査・検討すること。（都市整備局）
  - 10 区部周辺部や多摩地域における最適な交通システムのあり方について、新たな公共交通システムの技術調査など、必要な調査・検討を行うこと。（都市整備局）
  - 11 新宿駅前広場再整備などについて、調査・検討を行うこと。（都市整備局）
  - 12 首都圏における道路網の拡充のため、都県境を越えた都市計画道路における幅員の不整合、路線の断絶などの解消方策について調査・検討すること。（都市整備局）
  - 13 首都高料金制度の変更に伴い、将来的な高速道路ネットワークの一元的な料金体系について調査・検討すること。（都市整備局）
  - 14 ハイパースムーズ作戦を推進し、都内の渋滞緩和の改善に努めること。（青少年治安対策本部、警視庁）
  - 15 ITS（高度道路交通システム）技術を活用した公共車両優先システム、現場急行支援システムの整備を進めること。（警視庁）
  - 16 信号灯器のLED化、信号線の地下線化、信号機の改良（視覚障害者用、多現示化等）等の交通安全施設の整備を進めること。（警視庁）
  - 17 交通局事業のなかでも、特に、バス事業については、東京電力からの25億円の配当が見込めなくなるなかにあつて、運賃値上げなど、安易に都民に負担を転換するこ

とのないよう、着実に経営努力を進めること。（交通局）

- 18 都営地下鉄における安全・安心を確保するために、大江戸線への可動式ホーム柵を整備すること。また、安全・正確な運行の確保や事故等に対する迅速な対応などを行う総合指令を構築すること。（交通局）
- 19 都営地下鉄の防災機能を向上させるために、地下鉄施設の耐震補強の実施や駅エレベーターの閉じ込め防止対策を実施するとともに、都営地下鉄の浸水対策として、地下鉄トンネル内や出入り口の防水扉の拡充と電動遠隔操作化など、抜本的な対策強化に取り組むこと。（交通局）
- 20 都営地下鉄におけるサービス向上に向けて、すべての駅で、エレベーター等による1ルートの確保を早急に実現するとともに、すべての地下駅の冷房化を実現すること。また、東京メトロとの乗り換えの改善など、サービスの一体化に取り組むこと。（交通局）
- 21 都電荒川線については、踏切の自己電源化に取り組むとともに、電車近接表示装置の増設・更新など、運行情報サービスに取り組むこと。（交通局）
- 22 バス事業における質の高いサービスを提供していくために、バス近接表示装置の増設・更新など、運行情報サービスの充実に取り組むこと。また、上屋やベンチの整備など、バス停留所の改善を図ること。（交通局）
- 23 地球温暖化対策など社会適用性に対応するために、低公害ノンステップバスの導入を積極的に進めること。また、エスカレーターの更新や省エネ型の照明設備の導入を進めること。（交通局）

## 六 住宅の供給

- 1 良質な住宅の市場流通を促すため、平成18年5月に不動産仲介業者、金融機関、検査・保証機関等が連携して設立した「東京都中古住宅流通促進協議会」を積極的に活用し、品質情報の適正な表示の促進や、良質な物件に対する民間融資の円滑化などに取り組むこと。（都市整備局）
- 2 マンションの長寿命化による良質な居住の確保のため、平成17年に策定した「マンション管理ガイドライン」の普及を図ること。（都市整備局）
- 3 環境に配慮したカーボンマイナス住宅の供給を促進すること。（都市整備局）
- 4 都営住宅の建て替えなどにおいては、その所有地の余裕容積などを活用し、コミュニティ・バランスに配慮しつつ良質な民間住宅供給を進めること。また、保育園や高齢者などの福祉施設の併設を検討すること。（都市整備局）
- 5 民間賃貸住宅の賃貸借をめぐるトラブルの防止を普及促進するため、賃貸住宅紛争防止条例の周知徹底などにより制度の普及を図るとともに、礼金・更新料ゼロ運動の展開に努めること。（都市整備局）
- 6 多摩の木材を活用した住宅供給の仕組みづくりについて、金融機関と連携した低利融資などの制度の充実に図るとともに、木造住宅の耐震補強材としての活用も含め、積極的に取り組むこと。（都市整備局）
- 7 民間住宅助成事業や都市居住再生促進事業など、都営住宅に対する需要に応える手法としての活用も図りつつ、バリアフリー化や長寿命化、子育て世帯への対応や環境

- への配慮など、総合的な住環境の整備に取り組むこと。（都市整備局）
- 8 区市町村住宅供給助成事業として、公営住宅建設費補助、高齢者向け優良賃貸住宅の建設費補助等を行うこと。（都市整備局）
  - 9 都営住宅の管理運営にあたっては、高額所得者対策を進めるとともに、期限付き入居の拡大や募集方法の改善を図ること。また、改正された使用承継制度の運用にあたっては、住宅困窮の程度についての配慮をしながら実施すること。さらに、自治会が集めている共益費について、透明性・公平性の確保に向けて、対策を講じること。（都市整備局）
  - 10 都民住宅については、入居の促進などに向けた制度改善に取り組むこと。（都市整備局）
  - 11 住宅政策審議会で提言されているような、家賃補助制度の創設について具体的に検討すること。（都市整備局）

## 七 建築行政

- 1 建設業の許可申請や建築士・建築士事務所の登録申請に係る窓口業務を民間へ委託するなど、事務事業の一層の効率化を図ること。（都市整備局）
- 2 建築紛争の未然防止、紛争解決に向けた適切な指導を行うとともに、必要に応じた建築関係条例の改正の検討など、適正な建築行政を推進すること。（都市整備局）
- 3 違法建築物対策の強化、国への制度改善に向けた建築確認事務の現場実務者としての要望・提言などを引き続き行うこと。（都市整備局）
- 4 都の指定する民間建築確認機関が行う建築確認事務が適正に行われるよう、適切な指導を行うこと。（都市整備局）
- 5 違法建築を行った事業者について、都と区市町村で情報を共有化し、会社名の公表など、広域的な取り組みを行い、再発を防止すること。（都市整備局）

## Ⅷ 分権・自治・改革を推進する

### 重点事項

#### 一 分権・自治の推進

- 5 法人事業税の一部国税化は、地方分権や財源移譲に逆行し、地方の疲弊の解決にもならないことから、即時撤廃に向けた取り組みを強く推進すること。（財務局、知事本局、主税局）
- 17 多摩・島しょ地域の特性を活かした振興発展のために、総合的な施策の実現を図ること。（総務局）
  - (1) 市町村総合交付金のより一層の充実と運用の弾力化を図り、自立的発展と住民福祉の増進、地域振興の促進のための支援を行うこと。その際、自己責任に基づく自治体運営と主体性の確立に留意すること。（総務局）

#### 二 行財政改革の推進

- 1 行政改革は、社会情勢の変化を踏まえ、質や住民満足度の向上など、都民の利益を重視した視点の推進を図ること。また、地方独立行政法人制度や市場化テスト、PFI制度などに関しては適時適切に検証を行い、制度の向上を図ること。そして、指定管理者制度の変更、監理団体が特定施設の特命を受けることについては、団体が特命を受けるに値する正当な理由を明確にするなど、公平性が保たれる制度とすること。また、都民が納得できるような公表を行うこと。（総務局）
- 9 監理団体については、包括外部監査において指摘がなされるなど、その運営などにはまだまだ課題が残されているため、公益法人改革を踏まえて、監理団体の存在意義の更なる検証や情報公開の推進など、一層の改革を行うこと。自立に向けた経営を高めていくため、役員の公募を行うことや、都幹部OBが役員となる場合にはその妥当な理由を公表すること。生え抜きや外部経験者などの役員を増やすこと。職員の育成を推進するため、都職員の派遣数を減らすこと。財政支出についても検証すること。（総務局、主税局、生活文化局、スポーツ振興局、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、建設局、消防庁、港湾局、水道局、下水道局）
- 10 都が関与しながらも、議会の監視が届かない報告団体についても団体改革を行うこと。（総務局、財務局、生活文化局、都市整備局、環境局、福祉保健局、中央卸売市場・産業労働局、港湾局、交通局、水道局、下水道局、警視庁）

#### 三 強固な財政基盤の確立

- 9 入札契約制度改革は、低価格競争の激化や事業者の経営悪化などの問題点も踏まえ、品質確保を中心とした制度改善を行うとともに、都民に信頼され、還元さ

れる制度を構築すること。(財務局)

(5) 都の情報公開度を高め、不正を排除するため、工事や物品・委託など随意契約の結果一覧を公表するなど、入札契約情報を更なる透明化を図ること。

#### 四 人権施策の強化と都市外交の推進

2 犯罪被害者や家族などの精神的・経済的負担(診断書料他)を軽減する施策を推進するとともに、都内全域において同水準の支援がなされるよう各自治体を支援すること。支援を推進する基本条例を制定すること。(総務局、福祉保健局、教育庁、警視庁)

#### 一 分権・自治の推進

- 1 「10年後の東京実行プログラム2011」の施策を検証した結果(目標と5カ年取り組んだ進捗状況、改善方法、中止事業など)を都民にわかりやすく公表し、都民の暮らしの豊かさに重点を置いた、東京の防災や環境などを高める各施策・各事業を推進するとして「2020年の東京」を策定すること。(知事本局)
- 2 都政情報について計画などの事前公表は制度化されているが、意見の募集は義務付けられていないことから、パブリックコメントの制度化を図ること。(総務局)
- 3 地域主権に関しては、国と地方の協議の場が設定されたため、双方の代表によって議論を重ね、国と地方のあり方を見直すこと。(知事本局、財務局)
- 4 地方税財政制度の抜本的改革に関しては、国と議論を重ね、税源配分を見直し、自治体への税財源移譲を図ること。(知事本局、財務局、主税局)
- 5 法人事業税の一部国税化は、地方分権や財源移譲に逆行し、地方の疲弊の解決にもならないことから、即時撤廃に向けた取り組みを強く推進すること。(財務局、知事本局、主税局)
- 6 法人事業税の分割基準の適正化など、極めて合理性に欠ける地方交付税不交付団体に対する財源調整措置の廃止を国に働きかけること。(財務局、主税局)
- 7 東京都税制調査会答申や現場の着眼、発想などから、都独自の温暖化対策税の検討など、地域主権時代にふさわしい税財政制度に関する提言を積極的に行うこと。(主税局)
- 8 東京自治ビジョンを策定するにあたっては、国全体の視点に立ち、首都東京の特性を踏まえて、地域主権と税財政、自治制度のあるべき姿を明確にすること。(知事本局)
- 9 九都県市首脳会議においては、広域行政の新たな課題など連携の拡大を図るとともに、広域連合設立に向けた取り組みを検討すること。(知事本局)
- 10 住民基本台帳ネットワークにおける個人情報保護、セキュリティー対策に万全を期すとともに、住民カード取得におけるトラブルを防止するため、区市町村と連携すること。(総務局)
- 11 区市町村の自主性、自立性の向上を図るため、権限や財源の移譲を積極的に進める

こと。(総務局)

- 1 2 区市町村が自主的に一部事務組合や広域連合を活用し、区市町村合併を進め得る環境を整備すること。(総務局)
- 1 3 特別区が行う都市計画事業について交付金を交付し、事業の円滑な推進を図ること。(総務局)
- 1 4 「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、特別区が処理する事務に係る経費について、必要な措置を講じること。(総務局)
- 1 5 区市町村に低利の資金を貸し付けることにより、公共施設等の計画的な整備を促進するとともに、財政負担の緩和を図ること。(総務局)
- 1 6 「都区のあり方検討委員会」において、事務の移譲などによる特別区の自治権拡充、再編などの具体化に向けた検討を推進するとともに、「東京の自治のあり方研究会」において東京の将来の姿の展望に向けて引き続き検討すること。区部の分権と自治のあり方を検討する上で、区民などの意見を反映すること。(総務局)
- 1 7 多摩・島しょ地域の特性を活かした振興発展のために、総合的な施策の実現を図ること。(総務局)
  - (1) 市町村総合交付金のより一層の充実と運用の弾力化を図り、自立的発展と住民福祉の増進、地域振興の促進のための支援を行うこと。その際、自己責任に基づく自治体運営と主体性の確立に留意すること。(総務局)
  - (2) 多摩地域に関しては、多摩振興プロジェクトなどの推進を通じて、生活都市が織りなす多摩自立都市圏の構築を図ること。また、重要な位置付けにある山村地域を地元町村とともに振興を図ること。(総務局)
  - (3) 島しょ地域の産業・観光振興の推進を図るため、財団法人東京都島しょ振興公社に対する貸付を行うなど、島しょ地域の自立を実現すること。(総務局)
  - (4) 三宅村については、火山活動災害に伴う復旧・復興事業を今後も円滑に進めるため、財政支援を行い、村民の生活再建や産業振興対策に万全を期すこと。(総務局)
  - (5) 小笠原村については、村民生活の安定及び福祉の向上、そして産業振興の観点から唯一の航路維持を図るとともに、父島・母島間の航路維持、特に船舶の更新に対する支援を国とともに行うこと。航空路開設に向け、調査・検討を行い、方針をまとめていくこと。世界自然遺産に登録されたことから、貴重な自然と村民との共生に向け努力すること。国による硫黄島での遺骨帰還事業の推進に協力すること。(総務局、環境局、福祉保健局)

## 二 行財政改革の推進

- 1 行政改革は、社会情勢の変化を踏まえ、質や住民満足度の向上など、都民の利益を重視した視点の推進を図ること。また、地方独立行政法人制度や市場化テスト、PFI制度などに関しては適時適切に検証を行い、制度の向上を図ること。そして、指定管理者制度の変更、監理団体が特定施設の特命を受けることについては、団体が特命を受けるに値する正当な理由を明確にするなど、公平性が保たれる制度とすること。また、都民が納得できるような公表を行うこと。(総務局)

- 2 都庁の電子化を推進するにあたっては、都民サービスの向上と事務の効率化の面からの検証を行い、より良いものとする。 (総務局)
- 3 公営企業においては、多様化する都民のニーズに的確に応え、質の高いサービスを提供するとともに、これまで以上の企業努力により、強固な財政基盤と不況下での都民負担に配慮し、計画的・効率的な事業運営に努めること。 (交通局、水道局、下水道局)
- 4 新公会計制度による財務諸表など、都政の方向性を判断するための資料を今後も整備して、都民福祉の向上のために一層役立てていくこと。局別財務諸表を都民に提供し、説明責任を一層果たすこと。 (会計管理局)
- 5 地方公会計に複式簿記・発生主義会計を導入するための法整備を国に働きかけるとともに、その会計手法が活用されるシステム改革に取り組むこと。また、総務省方式との調整を経て全国標準化を図ること。 (財務局、会計管理局)
- 6 公金の運用管理に万全を期すこと。 (会計管理局)
- 7 定例監査で指摘された項目について何ら改善されることがない事例があることから、自治体監査の向上を目指すこと。 (監査事務局)
- 8 監査事務局職員に対して各種研修を一層充実させ、専門知識を高めること。 (監査事務局)
- 9 監理団体については、包括外部監査において指摘がなされるなど、その運営などにはまだまだ課題が残されているため、公益法人改革を踏まえて、監理団体の存在意義の更なる検証や情報公開の推進など、一層の改革を行うこと。自立に向けた経営を高めていくため、役員の新規公募を行うことや、都幹部OBが役員となる場合にはその妥当な理由を公表すること。生え抜きや外部経験者などの役員を増やすこと。職員の育成を推進するため、都職員の派遣数を減らすこと。財政支出についても検証すること。  
(総務局、主税局、生活文化局、スポーツ振興局、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、建設局、消防庁、港湾局、水道局、下水道局)
- 10 都が関与しながらも、議会の監視が届かない報告団体についても団体改革を行うこと。 (総務局、財務局、生活文化局、都市整備局、環境局、福祉保健局、中央卸売市場・産業労働局、港湾局、交通局、水道局、下水道局、警視庁)
- 11 外部監査人の選定は、都民への説明責任を様々な角度から果たすため、適法性に識見を有する弁護士などを登用すること。 (総務局)
- 12 都庁版人材バンクは、公に都職員の再就職斡旋を認めるのではなく、団体に対して情報を提供することが原則と考えるため、都が、監理団体の常勤役員に、都幹部OBを推薦しなければならない具体的な理由を明確に公表し、都民への説明が十分果たしていくこと。また、民間企業への再就職後に都との契約で誤解や疑念が生まれないよう、公正さが保たれる仕組みについても検討すること。そして、再就職など規則違反行為の調査・勧告や例外承認を行う第三者機関の設置を検討すること。 (総務局)
- 13 都職員の採用においては、3障害のバランスを取りながら、障害者法定雇用率の達成に向け、鋭意取り組むこと。 (総務局、教育庁、消防庁、警視庁)
- 14 政策課題プログラムなど人材育成については、組織が長期的な視点で職員の資質を伸ばす能力開発を行うこと。 (総務局)



- 15 人事委員会の給与勧告は、都内区市町村のみならず中小企業の給与改定にも大きな影響力を持つことから、勧告の取扱については、経済雇用情勢に与える影響も十分に考慮して慎重に検討すること。（人事委員会事務局）

### 三 強固な財政基盤の確立

- 1 都民生活を守るとともに、都内経済を安定させるため、都の財政機能を引き続き生かすこと。（財務局）
- 2 来年度も厳しい景気状況が続くと考えられる中、今後の経済動向を慎重に見極め、税収を確保すること。（主税局）
- 3 強固な財政基盤の確立に向けた施策の構築を実施するとともに、社会情勢の変化を踏まえ、中長期的な視点に立った財政運営を行うこと。（財務局）
- 4 新公会計制度の導入による主要施策別バランスシートの活用や事務事業評価の特別会計や監理団体への実施範囲の拡大などでマネジメントサイクルを確立して、さらに効果的な予算編成を行うこと。（財務局）
- 5 社会資本や大規模施設、都庁舎などの改修、改築は、多額の経費が必要になることから、財政への負担を平準化するため、実施方針に基づいて計画的に実施すること。また、施設から出るCO<sub>2</sub>を削減するため、「省エネ・再エネ東京仕様」を実施しつつも、企業の創意工夫を生かす仕組みづくりを行うなど、より柔軟で成果を担保する体制を整えること。（財務局）
- 6 都の財産は、財産そのものの効率的活用の視点だけではなく、都市づくりや地域経済の活性化、地域環境の向上など、広域性・一体性の観点からも十分吟味して活用すること。また、都有地は都民の財産でもあるため、規模の大きな行政財産の廃止や売却などを行う場合は、地域社会に与える影響が大きいことから、地域の合意形成に向けた取り組みを行うこと。現状の利用用途の終了の前から新たな利活用に向けた取り組みを開始すること。さらに、財産情報システムの掲載事項の充実や暫定活用中の土地の別途表示などを行い、都有財産の有効活用を進めること。（財務局）
- 7 新宿モノリスの土地信託に関しては、5年後を見据え改めて出口戦略を検討していくこと。土地信託満了を迎える両国シティコアの今後は、都民が納得する対応策を示すこと。また、今後契約を見直すこととなる公共・収益施設併設型土地信託については、信託としての債務や建物の資産評価も含め、それぞれの事案の総括・検証を行うとともにスキームの変更などを検討すること。（財務局）
- 8 電子調達システムの安全対策は、最新のセキュリティー技術を活用して適切に対応すること。システムの改修を行う際には、経費削減や利用者の利便性の向上、セキュリティー対策等に万全を期すこと。（財務局）
- 9 入札契約制度改革は、低価格競争の激化や事業者の経営悪化などの問題点も踏まえ、品質確保を中心とした制度改善を行うとともに、都民に信頼され、還元される制度を構築すること。（財務局）
  - (1) 一般競争入札や総合評価方式の適用拡大を行うとともに、低入札価格調査の強化を行うこと。
  - (2) 談合など不正行為の排除を行い、公正で透明な契約の確保とコストの削減を実現

- すること。
- (3) 積算単価改正サイクルの短縮や工事請負契約において総額スライド方式を検討するなど、市場実態に合った適正価格で行うこと。
  - (4) 変動型最低制限価格制度の導入や入札見積もりの公開など、発注方法の適正化を検討すること。
  - (5) 都の情報公開度を高め、不正を排除するため、工事や物品・委託など随意契約の結果一覧を公表するなど、入札契約情報を更なる透明化を図ること。
  - (6) 都民と東京都、事業者、労働者がともに発展する公共調達制度として、公契約条例を検討し、制定すること。
  - (7) 各種業界団体や学識経験者などとの意見交換の場を増やし、契約制度や工事技術などの改革や現状の把握に努めること。
  - (8) 技術職員の能力向上や外部人材の採用も含めて、発注者としての技術力向上を図ること。
  - (9) 消防団員雇用やボランティア活動などの地域・社会貢献に協力している事業者への入札契約制度における評価を検討・実施すること。
- 1 0 次世代自動車の導入や中小企業者向け省エネ促進税制、耐震化促進税制を実施しているが、政策減税に関しては、より税制上の取り組み効果が上がる分野を積極的に研究・検討すること。（主税局）
  - 1 1 固定資産税を簡素な制度へ変えていくため、評価については、課税額の算定根拠開示を郵送で行うとともに、家屋計算書の保存を図ること。また、救済制度の運用改善など納税者の利便性や権利保護を一層図ること。（主税局）
  - 1 2 税務事務の一層の情報化を進めるとともに、クレジットカードによる納税も含めた効率化と納税者サービスの向上を図り、電子納税の拡大を推進すること。（主税局）
  - 1 3 使用料など滞納金の未収金回収について各局等と連携を強化して回収を促進するとともに、新たな滞納を発生させない、債権管理の仕組みづくりを一層進めること。公正・公平に都税の滞納整理を促進し、徴収率の向上に努めるとともに、納税者の個別事情等にもきめ細かな対応を図ること。（主税局）
  - 1 4 不正軽油を追放するため、製造、購入、使用のあらゆる段階に対する調査、検税、悪質不申告、不納入業者の摘発に努めるとともに、自治体間の相互協力体制を強化すること。（主税局）
  - 1 5 負担水準65%を超える商業地などに対する固定資産税と都市計画税の軽減措置を24年度も継続すること。（主税局）
  - 1 6 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を24年度も継続すること。（主税局）
  - 1 7 小規模非住宅用地に対する固定資産税と都市計画税の軽減措置を24年度も継続すること。（主税局）

#### 四 人権施策の強化と都市外交の推進

- 1 複雑化・多様化する現在の人権問題に対応していくため、人権施策推進指針の全面的な見直しを行い、都民・NPO・企業・団体等と連携し、総合的な取り組みを展開

すること。（総務局）

- 2 犯罪被害者や家族などの精神的・経済的負担（診断書料他）を軽減する施策を推進するとともに、都内全域において同水準の支援がなされるよう各自治体を支援すること。支援を推進する基本条例を制定すること。（総務局、福祉保健局、教育庁、警視庁）
- 3 都民の安心・安全な生活を守るため、米軍基地による生活環境問題の解決に努め、各基地の返還や横田空域の全面返還に、国、地元自治体とともに積極的に取り組むこと。また、それまでの対策として、横田基地における民間航空との共用化の促進などを働きかけること。（知事本局）
- 4 アジア大都市ネットワーク 21での国際共同事業においては、相互の信頼関係を醸成し、ともにアジアの繁栄と発展を目指すため、今後も共通の課題や新たな課題にも連携して取り組むこと。また、新たなアジア大都市のメンバーの勧誘に尽力すること。（知事本局）
- 5 アジア人材育成基金を活用し、首都大で受け入れた優秀な人材を育成し、東京の活性化に結び付けること。（知事本局、総務局）
- 6 都市外交においては、姉妹友好都市との交流を進展させるとともに、自治体国際化協会の運営を見直し、東京の国際化に役立てること。（知事本局）